

資料

『祠部職掌類聚 御法事御書付留』

藩法研究会 丹波篠山班

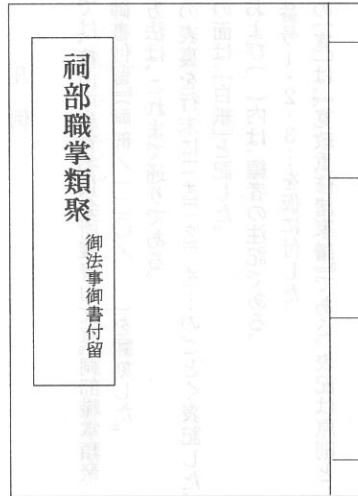
橋本久
牧田勲
山田勉

凡例

- 一 本稿では、篠山市教育委員会所蔵青山文庫『祠部職掌類聚御法事御書付留』(祠部／二二〇／)を翻刻した。
- 一 表記方法は、これまで通りである。
- 一 各丁の表裏を行末に「二〇二ウ二〇二」の「ことく表記した。白紙の面は、「白紙」と記した。
- 一 「」および()内は、編者の注記である。
- 一 文書番号1・2・3…を仮に付した。
- 一 脚註の「寛」は、『寛政重修諸家譜』である。表記は原則とし

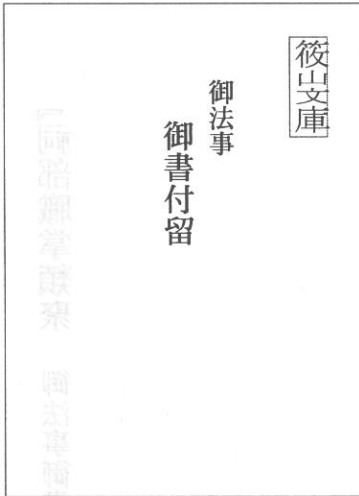
- 一 て現行漢字に改めた。統群書類従完成会刊本を用いた。
- 一 解題の『徳川実紀』は新訂増補国史大系本を用いた。
- 一 畑治男名誉館長をはじめ篠山市教育委員会の関係者各位に、謝意を表す。
- 一 翻刻および解題は、ひきつづき橋本が担当した。

一
〔表紙〕



(縦 27.3 cm×横 19.8 cm)

〔内表紙〕



二才

左衛門尉〔寛〕酒井忠寄 寶永元年出羽国松山に生る。享保四年十二月二十八日忠真が養子となり、五年正月十五日はじめて有徳院殿全旨悉くまみえ奉り、十二月十八日從五位下撰津守に叙任す。十六年十月十三日遺領を継ぎ、二十一日左衛門尉に改む。……、十八年十二月十八日從四位下に昇る。元文五年七月十九日、先に日光山諸堂社修補の事を助けしにより、……。十一月十六日俊明院殿(家治)御元服のとき、京都への御使をつとむべきむね仰を蒙り、この日侍従に進む。寛保元年……。二年忠真に預けられし御料の内、越後国蒲原郡を松平越中守定賢に賜ひ、別に出羽国田川・飽海二郡の内、一万五千六百石余を預けられ、寛延二年五月十八日出羽国田川・由利二郡の内に於て、一万三千石余の御料を増預らる。九月二十八日老職となり、十月二十日先に預けられし御料の地を返しおさむ。……。宝曆二年……。三年有徳院殿三回の法会あるの時、これを奉行せしにより、……。十年六月二日惇信院殿御辭職の嘉儀として……。八月六日俊明院殿將軍宣下のとき御裾の役を勤め、……。十一年……。七月二十九日惇信院殿御葬式及び御遺物等の事を沙汰せしにより、……。八月二日御遺物、親王及び公卿集書の朗詠集一軸を賜ふ。十月……。二十七日諸家へ賜はる領知の御朱印御判物等の事を沙汰せしにより、……。十二

〔一才〕

〔白 紙〕

1

六月十三日

左衛門尉殿春阿弥を以御渡

此度

大御所様御葬送御法事諸事

有徳院様御葬送御法事之格候間、可被得其

意候、

大田三郎兵衛

曲淵勝次郎 江

松平庄九郎

2

筒井大和守

石谷備後守

安藤弾正少弼

大田三郎兵衛

曲淵勝次郎

松平庄九郎

江

3

御法事中、初夜・日中・晨朝共、左衛門尉出席候事、

左衛門尉殿春阿弥を以御渡
大田三郎兵衛
曲淵勝次郎
松平庄九郎

大田三郎兵衛

曲淵勝次郎 江

〔二ウ〕

年五月十日惇信院殿の御宝塔をよび御靈屋の修造を奉行せしにより、……、十三年六月十三日惇信院殿三回忌の御法事を奉行せしにより、……、明和元年五月十六日職を辞し、帝鑑間に候し、譜代侍従の上首に座し、拜賀の時は溜間の末に出べきむね仰を蒙る。……、三年三月二十九日上使をもつて病をとせらる。晦日卒す。年六十三。(第二冊 五一・五二頁)

大田三郎兵衛〔寛〕正房 享保十五年四月朔日はじめて有徳院殿(吉宗)にまみえたてまつり、二十年九月十九日御書院番となり、……、寛保三年七月二日遺跡を継(宝曆六年二月二十八日御徒の頭に転じ、九月十五日御目付にうつり、十二月十八日布衣を着することとをゆるされ、十一年九月十八日より御船手をかぬ。……、明和元年閏十二月十五日京都の町奉行にすすみ、十八日従五位下播磨守に叙任す。安永元年……、十月八日小普請奉行にうつり、二年十二月五日御勘定奉行に転じ、七年七月十六日死す。年六十五。(四の六三)

曲淵勝次郎〔寛〕景漸 寛保三年十一月三日遺跡を継。(時に十九歳采地千六百五十石) 延享元年三月二十二日はじめて有徳院殿(吉宗)にまみえたてまつり、寛延元年五月十日御小性組の番士に列し、寶曆七年七月十八日小十人の頭にす、み、十二月十八日布衣を着する事をゆるさる。九年正月十五日

〔二オ〕

御法事初而本堂江、右衛門督殿・形部卿殿・
宮内卿殿拜禮ニ被罷出候事、
御法事相濟

松平庄九郎

御成之日 還御以後、御三卿
御廟所江参詣被致候事、

4

六月十七日

左衛門尉殿三阿弥を以御渡

筒井大和守

大田三郎兵衛

曲淵勝次郎

松平庄九郎

江

〔二ウ〕

増上寺御法事中相詰候面々、
有徳院様御新葬御法事之節、長袴着用
候分者、此度も長袴着用之事、

公家衆参堂之節も右御法事之刻束帯
衣冠布衣着候分へ、此度も束帯衣冠布衣
着候事、

5

七月十二日

太田撰津守

毛利讓岐守

御目付に転じ、明和元年三月十五日朝鮮の信
使来聘のとき、其事をうけたまはりしにより
……。閏十二月二十四日より御船手をかね。
二年十二月七日大坂の町奉行にうつり、十八
日従五位下甲斐守に叙任す。六年八月十五日
〔江戸〕町奉行となり、天明六年十二月二日さ
きに本所水患あるのとき諸事を沙汰せしによ
り、……。七年六月朔日西城御留守居に転じ、
八年四月六日小普請組の支配にうつり、西城
御留守居の次に伺候すべきよし仰下さる。十
一月二十四日御勘定奉行に進み、寛政元年
……。九年二月十二日御留守居となる。(三の
三三九・三四〇)
松平庄九郎 〔寛〕忠郷 元文二年六月二十八日
はじめて有徳院殿(吉宗)にまみえたとまつり、
五年十一月二日遺跡を継、寛保二年七月三日御
書院番となり、宝暦六年十月十五日御徒の頭に
転じ、十二月十八日布衣を着することゆるさる。
十年六月朔日御目付にうつり、明和元年
……。二年五月二十九日東照宮百五十回の法
会の事奉はりし……。十二月十一日御船手
をかめ。五年五月二十六日御勘定奉行となり、十
二月十八日従五位下対馬守に叙任す。安永二
年十二月五日大目付にすゝみ、天明四年三月二
十四日佐野善左衛門政言殿中にして腰刀をぬ
きて、田沼山城守意知に傷けし時、……、忠郷速
に政言をとらへしかば四月七日、……、上野国
新田郡のうちにして、二百石の地を加へ賜は
る。七年八月八日御旗奉行にうつる。寛政元

日中御法事之節、直垂大紋布衣着用之事、

簡井大和守
石谷備後守
大田三郎兵衛
曲淵勝次郎
松平庄九郎

〔江〕

〔三才〕

6

同 十三日
日中御法事之節 御名代有之ニ付、右同断之事、

太田撰津守
毛利讀岐守
簡井大和守
石谷備後守
大田三郎兵衛

江

7

右御法事中拜礼之事、

太田撰津守
毛利讀岐守
簡井大和守
石谷備後守

江

年六月二十五日死す。年七十五。(一〇一七〇)
大御所様 九代將軍徳川家重
有徳院様 八代將軍徳川吉宗
簡井大和守 「寛忠雄 宝永六年五月十六日遺跡を継、小普請となる。(時に十四歳) 六月十二日はじめて文昭院殿(家宣)にまみえたりまつり、享保四年三月二十七日御書院番に列し、十九年……、十二月十六日より道奉行をつとめ、二十年十月二十二日御使番にすゝみ、十一月布衣を着する事をゆるさる。元文元年四月二十八日大井川普請の事をつとめしにより、……、五年四月三日駿府の町奉行となり、寛延元年十月二十八日小普請の支配に転ず。宝暦七年十月二十八日大目付にすゝみ、十二月十八日従五位下大和守叙任。十一年八月十四日先に博徳院殿御新葬及び法会の事をうけたまはりしにより時服四領をたまふ。明和二年東照宮百五十回の法会行はるゝのとき、其事に預り日光山に赴きしにより……。六年七月十二日死す。年七十四。(一七七八)

石谷備後守 「寛清昌 享保十六年十一月二三日はじめ有徳院殿(吉宗)に拝謁し、十八年十二月十六日御小納戸に列し、十八日布衣を着することをゆるさる。……、元文五年八月十八日御小性にすゝみ、十一月二十一日従五位下備後守に叙任す。延享元年十一月二十日家を継二年九月朔日より西城に勤仕し、宝暦元年有徳院殿薨御により、七月十二日勤をゆるされ、寄合に列す。二年五月二十八日西城小十人

8

大田三郎兵衛

曲淵勝次郎

松平庄九郎

〔三ウ〕

祐清倅

狩野永徳

友甫倅

狩野良信

洞壽倅

狩野洞庭

右御法事中拜礼之事、

9

筒井大和守

大田三郎兵衛

曲淵勝次郎

松平庄九郎

江

御法事中

浄岸院様へ 御霊前江御備物有之筈之事、

〔四オ〕

10

御附礼之趣承知仕候

己七月十一日

太田撰津守

の頭となり、三年三月十五日西城の御目付に転じ、六年正月十一日佐渡の奉行にうつり、九年十月四日御勘定奉行にすゝみ、十二年六月六日より長崎奉行をかぬ。明和四年十二月二十日長崎より帰府のとき、摂河内国水災にかかりし地を巡見し、をよび畿内の国々收納の事を沙汰せしにより、……七年六月十七日旧のごとく長崎の奉行ををかるゝにより、兼役をゆるされ、下野国都賀郡のうちをいて三百石の地を加へらる。安永四年九月二十日淡明院殿日光山にまうでたまふの御催あるにより、其駈路を監せんがため彼地に赴き、十一月四日より田安の家老をかぬ。五年四月日光山にまうでたまふのとき、其ことをうけたまはりて御先に候し、……八年四月十五日御留守居となり、天明二年十月二十七日職を辞し寄合に列し、十一月十日死す。年六十八。(一四の二三)

安藤彈正少弼〔寛〕性要 中務少輔 下野守 彈正少弼 中務少輔。享保六年十月十一日遺跡を継、小普請となる。(時に七歳)八年四月九日博信院殿(家重)に附属せられ、御小性となり、二九に勤仕し、後西城に候す。十八年十二月十八日従五位下中務少輔に叙任し、元文五年七月十六日西城の御小納戸にうつり、延享二年十月二十八日小十人の頭に転じ、宝暦三年十二月二十八日御先弓の頭にすゝみ、四年十月十日より盜賊追捕の役を勤め、五年五月二十日ゆるさる。八月十五日御作事奉行に列し、九年十二月二十日先に日光山におもむき、諸堂修理

廿一日 毛利讚岐守
廿二日 筒井大和守
廿三日 大田三郎兵衛
廿四日 奉行 曲淵勝次郎
廿五日 松平庄九郎
廿六日 遠藤伊勢守
廿七日 田沼能登守
廿八日 此度於増上寺御法事ニ付、来十三日形部卿殿拜礼被出候儀被 仰出候處、方今以不被相勝参詣可被致躰無御座、依之名代之拜礼私共之内ニ而相勤候様可被致候哉、此段被相伺候ニ付申上候以上、

七月 遠藤伊勢守
田沼能登守

御伺之通被成候様可被申上候

覚

表門裏門ノ内江国持大名たりといへとも、侍四人・挟箱持老人・草履取老人・六尺四人之外可為無用候、若雨天之時ハ養箱からかさ持可被連之、此外又もの一切停止之、但宿坊有之面々者可為断次第候以上、

〔四之〕

二ウ

のことを沙汰せしにより……。十一年九月七日御勘定奉行にすゝみ、武蔵国埼玉郡のうちをいて二百石を加へられ、明和七年……。安永五年四月淺明院殿日光山にまうでさせたまふのときしがひたてまつり、八年四月二十八日より田安の家老を兼、天明二年十一月朔日大目付に転じ、上総国天羽・周准二郡内をいて三百石を加恩あり、すべて八百石を知行す。三年二月二十四日西城の御旗奉行にうつり、六年閏十月二十日より、本城に勤仕。八年十二月六日老を告て職を辞し、寄合に列す。寛政二年七月二十九日致仕す。このとき養老の料廩米三百俵をたまふ。四年六月十九日死す。年七十八。(一九の三〇三・四)

右衛門督 田安家徳川宗武 「徳川諸家系譜征夷大將軍家康玄孫 吉宗第三子 従三位權中納言 正徳五年乙未十一月二十七日生、幼名小次郎 享保十四年己酉九月二十七日従三位左近衛中将兼右衛門督、延享二年乙丑十一月二日参議、明和五年戊子五月十五日權中納言、同八年辛卯六月四日卒、享年五十七、諡愍然院葬于東叡山中凌雲院(第三冊七頁)

刑部卿 一橋家徳川宗尹 「徳川諸家系譜贈正一位大相国征夷大將軍徳川吉宗第四子 小五郎 享保二十年九月廿三日従三位左近衛中将兼刑部卿、延享二年十一月二日参議、明和元年十二月廿二日薨、四十四歳、法諡覺了院、同七年十月十四日贈權中納言、(三の一七)

七月
右之趣若年寄支配江可被相觸候、

参詣之面々日限之覚

七月

十三日 紀伊殿・水戸殿・紀伊中将殿、且右衛門督殿・形部卿殿・
宮内卿殿、并松平越前守参詣可被有之事、

十四日 諸大名老万石以上并嫡子可為参詣事、

十五日 高家衆・詰衆・御奏者番・同嫡子・菊之間縁類詰、
十六日 同嫡子・番頭・芙蓉之間、御役人中奥衆、兩日之内一度可為参詣事、

十七日 布衣以上之諸役人・醫師、兩日之内十八日一度可為参詣事、
十八日

十九日 寄合之面々可為参詣事、

廿日 御番衆・小役人三日之内一度可為
廿一日 参詣事、
廿二日

〔五才〕

〔五ウ〕

宮内卿 清水家徳川重好〔徳川諸家系譜〕征夷
將軍家重一男 万次郎 宝曆九年九月二十七日
日從三位左近衛權中将宮内卿天明元年十二月
五日参議、寛政四年閏二月十三日權中納言
(三の二九)

三才

太田撰津守〔寛〕實俊 享保五年生る。十七年
九月二十八日はじめて有徳院殿(吉宗)に拝謁
す。(時に十三歳) 十九年十二月十八日從五
位下撰津守に叙任し、元文五年……、五月十六
日遺領を継、旧領に復し、上野国館林城をたま
ひ、……。寛保元年……。延享二年十月十五日
奏者番となり、三年九月二十五日館林を転じ
て、遠江国掛川城を賜ひ、同国佐野、榛原、周智、
山名、城東、豊田、伊豆国加茂、那賀、常陸国真
壁、筑波十郡のうちにつさる。……。宝曆十
年十二月三日より寺社奉行をかぬ。十一年八
月十四日惇信院殿(家重)御新葬をよび法会之
事にあつかりしにより、時服をたまふ。十二年
五月十九日寺社奉行を辞す。六月二十九日先
に惇信院殿の御靈屋普請の事をうけたまはり
しにより、時服五領をたまふ。十三年四月二
十六日常陸国ならびに遠江国城東郡の地を割
て、遠江国豊田、周智、榛原、三河国設楽四郡の
内につさる。十一月十日掛川にをいて卒す。
年四十四。(四の三七・三八〇)
毛利讃岐守〔寛〕政苗 享保元年生る。十四年
十月二十六日父匡広が遺領長門国豊東郡清末
のうちにして新鑿の田一万石をわかちたまひ、

右朝四時より九時迄之内、直垂・狩衣・大紋・布衣之
間々并法印・法眼共其装束、無官ハ白帷子・
長袴着之可為參詣候、牽馬并同替ハ表門
前町家東角并御門前町木戸之外、裏門ハ馬場
東西之角限り殘置可申候、
右之趣若年寄支配江可被相觸候、

御香奠獻上之覺

一 白銀三拾枚 六拾万石以上

〔六才〕

一 同 貳拾枚 五拾五万石ノ
五拾九万石迄

一 同 拾枚 拾五万石ノ
貳拾四万九千石迄

一 同 五枚 拾万石より
拾四万九千石迄

一 同 三枚 五万石より
九千〔九千〕石迄

四才

狩野祐清 英信 奥絵師 寶曆一二年六月死去

3 中橋狩野家(宗家)第五代
狩野永徳 高信 奥絵師

3 中橋狩野家(宗家)第六代
狩野友甫 裏信 表絵師

8 根岸御行松狩野家第三代
狩野良信 栄信 表絵師

8 根岸御行松狩野家第四代
狩野洞壽 克信 表絵師

12 猿屋町代地分家狩野家第三代
狩野洞庭 興信 表絵師

12 猿屋町代地分家狩野家第四代
(以上、『讀史備要』『國史大辭典』による)

四ウ

遠藤伊勢守 「寛」易續 宝永六年四月六日大番
に列し、享保八年……、元文五年二月二十二日
より御勘定の見分役をつとむ。寛保元年二月
二十五日仰によりて日光山にいたり、神庫の馬

14

一 同 式枚

老万石より

四万九千石迄

一 同 三枚

三拾万石以上之嫡子

同 隠居

一 老万石以下者白銀壹枚

以上

右之趣若年寄支配江可被相觸候、

〔六ウ〕

覺

一 老万石以上之面々御香奠獻上之使者、白帷子・

長袴三而朝六時々五時迄之内増上寺表門通被

差越之、本堂江可被差獻之事、

一 老万石以下三千石以上之面々使者ハ白帷子・半袴

三而四時々九時迄之内裏門通被差越方丈江可

被相納候事、

一 此外之面々使者も白帷子・半袴三而九時々八時迄

之内裏門通被差越之、方丈江可被相納之事、

右之通七月廿九日可被獻上之候以上、

右之趣若年寄支配江可被相觸候、

六月廿日

〔七オ〕

具を閲す。六月朔日御勘定吟味役にうつり、十

二月十九日布衣を着することゆるさる。二

年十二月二十六日遺跡を繼、延享二年十月十五

日仰をうけて長崎におもむく。四年正月二十

六日佐渡の奉行にす、み、寛延二年正月十一日

御勘定奉行に転じ、武蔵国多摩郡のうちにをい

て三百石を増あり、廩米を采地にあらためら

れ五百石を知行し、十二月十八日従五位下伊勢

守に叙任す。宝暦元年八月十一日一橋の家老

にうつり、十二年十一月十日死す。年七十一。

(一五の二四九)

田沼能登守 [寛]意誠 田沼主殿頭意行が二男

享保十七年四月朔日めされて小五郎君(吉宗

子一橋宗尹)に附属せられ、小性となる。(時に

十二歳) 元文元年正月二十一日廩米二百俵を

たまひ、のち永く一橋の館に附属せられ、小十

二頭目付役等を歴て用人となり、寛延三年十

二月十八日布衣を着する事をゆるされ、その、

ち番頭より側用人に転ず。宝暦九年三月四日

めしかへされ、あらためて安房国平・安房両郡

の内に於て、五百石の采地をたまひ、一橋の家

老となり、十二月七日従五位下能登守に叙任

す。明和七年三月十五日上総国長柄・埴生二

郡のうちにをいて三百石を加賜せられ、安永二

年十二月十九日死す。年五十三。(一八の三七

七ウ)

小笠原若狭守 [寛]信喜 享保十九年十二月二

十五日遺跡を繼、小普請となる。二十年三月

御法事中拜礼并五十日之内御尊牌前
参詣之事、

六月廿一日

筒井大和守

大田三郎兵衛

曲淵勝次郎

松平庄九郎

小笠原若狭守

菅沼織部正

水上美濃守

稲葉越中守

佐野右兵衛尉

森川下総守

小笠原上総介

江

筒井大和守

大田三郎兵衛

曲淵勝次郎

松平庄九郎

江

右京大夫

鳥居伊賀守

〔七之〕

十九日はじめて有徳院殿に拜謁す。元文二年十一月二十五日西城の御小納戸となり、この日布衣を着することをゆるさる。三年十二月十五日西城の御小性にうつり、……。五年十二月二十一日従五位下若狭守に叙任す。延享二年九月初日より本城に勤仕し、四年二月十五日御小性組番頭の格となり、安房国長狭、上総国天羽両郡のうちにをいて新恩千二百石をたまふ。宝暦元年七月十八日御側にすゝみ、十年五月十三日惇信院殿に附屬せられ二丸に候す。十一年薨御により八月本城の務となり、……。安永四年二月十四日務を辞し、菊間の広縁に候す。十二月三日西城の御側となり、五年二月九日より諸事を執啓す。六年十二月初日安房国安房・平両郡のうちにをいて千石をくはへらる。八年孝恭院殿薨じたまふにより、四月十八日本城の務となり、天明元年閏五月十一日西城に復し、諸事執啓のことをうけたまはること前のごとし。……。五年二月八日安房国安房・平、上野国甘楽三郡のうちにをいて二千石を加増せらる。六年……。閏十月初日よりまた本城に勤仕し、執啓の役ものごとし。……。七年五月初日安房国安房・平、上野国新田・勢田四郡の内にをいて二千石の地を加へられ、すべて七千石を知行す。……。寛政……。三年四月二日やまひによりて務を辞すといへどもゆるされず。三日死す。年七十四。(十九の六五・六)

増上寺御法事中日々参拜有之候事、

酒井石見守

六月廿四日

大田三郎兵衛

奉 曲瀨勝次郎

松平庄九郎

西丸 御先手

御先勤番 奉願候書付
御廟所番

大御所様 御出棺之御先番

御廟所御番、私共為冥加相勤申度奉願候

以上、

六月十七日

松平源大夫
糟屋彦兵衛

松平忠左衛門

岡山新十郎

原田兵部

徳永平兵衛

〔八才〕

菅沼織部正〔寛〕定用 正徳五年十一月朔日はじめて有章院殿(家継)に拝謁す(時に十五感。元文元年四月二十七日家を継二年十一月二十一日大番の頭となり、十一月十六日従五位下織部正に叙任す。延享三年三月朔日伏見の奉行にうつり、宝暦元年十月十五日御側にす、み十年四月朔日より二丸に勤仕す。十一年傳信院殿(家重)薨御により、八月四日務をゆるさる。十二年十一月朔日御側に復し、孝恭院殿(家治)子家基に附属せらる。明和二年十一月十五日駿府の城代となり、五年三月二十一日彼地をいて死す。年六十八。(五の三〇二)水上美濃守〔寛〕興正 享保十二年九月初日はじめて有徳院殿にまみえたてまつり、十二月二十七日遺跡を継、十六年三月五日御書院番に列し、十七年十二月二十八日御小納戸となり、この日布衣を着する事をゆるさる。十八年二月二十六日御小性に遷り、二十年十二月十六日従五位下美濃守に叙任す。延享二年九月二十五日より西城に勤仕し、三年十一月初日御小性組の番頭に准ぜられ、常陸国真壁・新治二郡のうちをいて千二百石の加恩あり。寛延元年六月二十二日西城の御側にす、み、宝暦元年有徳院殿薨御により、七月十二日つとめをゆるされ、菊間の広縁に候す。八月二十三日大番の頭となり、四年四月二十日御側に転じ、十年五月十三日より二丸に候す。十一年傳信院殿薨御により、八月四日つとめをゆるされ、十二年十一月初日孝恭院殿に附属せられ御側となり、

御出棺之節
御先勤番二者不及候、
御葬送相濟候日々
御廟所番
可被相勤候、

六月廿四日

大田三郎兵衛
曲淵勝次郎
松平庄九郎

御番醫師
御番外科

於増上寺此度御法事中、私共相詰候儀諸事

御法事中勤来候通相心得可申候哉、

御法事中勤番之儀前々御経揃御當候

相詰、御参詣相濟、還御以後前々

引拂申候、

前々御法事中御経御座候節、毎月昼夜共三御

役人相詰候時分、私共罷出候、

毎日御役人拜礼御座候節、

有徳院様御法事中之節之通り、御目見以上之

末々私共罷出拜礼可仕候哉、

御法事之節相詰候義者、御勘定奉行之後ニ

〔八ウ〕

〔九オ〕

明和六年九月十一日より西城に候し諸事を執啓す。安永三年九月二十四日上野国緑野郡のうちになつさる。八年三月十日死す。年七十。(四の一六九・一七〇)

稲葉越中守〔寛〕正明 享保八年生る。二十年五月正福が病あつつきにのぞみて養子となり、八月五日遺跡を継(時に十三歳) 元文二年八月二十五日渡明院殿の御小性となり、西城に勤仕す。二十八日従五位下越中守に叙任し、延享二年九月二十五日本城のつとめとなり、宝暦五年九月十九日御小性組番頭の格となり、諸事を執啓する事を見習ふ。十二月十五日御側にすゝみ、政務の事を執啓す。十年五月十三日より二丸に勤仕し、十一年八月四日本城の務となり、明和五年十一月十六日より再び諸事を執啓す。六年十月十七日上総国市原・長柄、常陸国新治三郡のうちをいて二千石を加へらる。安永五年四月日光山に詣たまふのとき供奉す。六年四月二十一日安房国長狭郡の内をいて二千石を加恩あり、天明元年九月十八日安房国安房・長狭・平、上総国長柄四郡の内をいて三千石を加へ賜ひ、すべて一万石を領す。四年五月十二日越前守にあらたむ。五年正月二十九日安房国長狭・平、朝夷・安房、上総国長柄五郡の内をいて三千石を加封せらる。六年八月二十七日御旨にたがふ事あるにより務をゆるされ、所領の地三千石を削られ、菊間の広縁に候すべきむね仰をかうぶり、出仕をとどめられ、閏十月十八

罷有候、

一 於増上寺宿坊御渡被下候事并本堂之内

薬用所御渡被下候事、御用懸リ之寺社奉行江

被仰渡可被下候哉、又者私共對談可仕候哉、

一 勤番中請取申候諸道具等其外、前々御所所々

請取申候、此段も御賄頭江被仰渡可被下候哉、

私共對談可仕候哉、

一 私共勤番中前々も御法事之節御賄朝夕

御夜食共被下置候、尤召運候家来下々江者

朝夕御賄被下置来候、

右奉伺候以上、

六月廿日

付札

可為伺之通、尤

向々江可被承合候、

大御所様此度御法事中拜礼仕度奉願候以上、

六月

御番醫師
御番外科

〔九ウ〕

菟田助八
小西市郎兵衛
成嶋忠八郎
小南三十郎
菟田助次郎

日ゆるさる。寛政元年七月八日致仕す。五年八月五日卒す。年七十一。(一〇の一九八)

佐野右兵衛尉〔寛〕茂承 實永七年七月二十八

日はじめて文昭院殿(家宣)にまみえたてまつ

る。(時に八歳) 享保二年八月三日遺跡を継

小普請となり、四年六月二十六日寄合に列し、

九年十月九日御書院番となり、十三年……、八

月十八日御小納戸にうつり、九月五日御小性に

す、み、十八年十二月十八日従五位下右兵衛尉

に叙任す。元文元年八月十二日新番の頭とな

り、二年閏十一月十八日御小性組の番頭に転

ず。延享二年九月朔日より西城に候し、寛延二

年三月二十六日御書院の番頭にうつり、宝暦四

年八月二十八日火番の頭にすむ。六年九月

二十六日御側となり、十年四月朔日博信院殿に

したがひたてまつり、二丸に勤仕し、おほせを

うけたまはりて諸事を執啓す。十一年八月四

日本城の勤となり、明和二年十一月十五日孝恭

院殿に附屬せられ、六年九月十一日より諸事を

執啓し、のち西城に勤仕す。安永三年九月二十

四日下野国安蘇郡のうちをいて新恩千石を

たまひ、すべて四千石を知行す。八年孝恭院殿

薨去により、四月十八日務をゆるされ、菊間の

広縁に候す。天明二年三月二十二日御留守居

となり、三年十二月朔日西城の御側に転じ、

……、六年……、九月五日病により、務を辞す

といへどもゆるされず。七日死す。年八十四。

(一四の一九)

森川下総守〔寛〕俊因 享保十七年閏五月三日

可為願之通候

付札

岡本善悦

拜礼伺

此度於増上寺御法事中拜礼之節、私共先格
之通為冥加罷出候様仕度奉伺候以上、
右例前々法印御絵師者法印法眼之御醫師之
次江罷出拜礼仕、法眼之御絵師、御寄合御醫師
之内江罷出拜礼仕候、無官之者ハ無官之面々罷出候
日限罷出拜礼仕来、尤 御目見江仕候悴共茂
拜礼仕来候、宝永六己年以先格寛延四未年
茂於東叡山御法事之節中堂江罷出、先格
之通拜礼仕候以上、

六月

狩野祐清
狩野探林
狩野栄川
狩野洞春
狩野春笑
狩野玉栄
狩野野石
狩野野梅
狩野野軒
狩野野友甫

御書付留出候

二〇〇

二〇〇

遺跡を継。(時に十六歳)二十年三月十九日は
じめて有徳院殿に拜謁し、元文四年八月七日仰
をうけたまはりて上野国館林城を守衛す。寛
保元年十一月一日中奥の御小性となり、延享元
年十月七日従五位下下総守に叙任す。……。
寛延二年七月二十三日御小性組の番頭に転じ、
宝曆三年九月朔日御書院の番頭にうつり、八年
六月十五日大番の番頭にすゝみ、十年四月朔日
御側となり二丸に候し、……。十一年薨御によ
り八月二日御遺物として御小袖、帷子、御裏附
上下、伽羅一箱をたまふ。四日務をゆるされ菊
間の広縁に候す。十二月十五日大番の頭とな
り、明和元年九月四日死す。年四十八。(七の
九八)

小笠原上総介 [寛政方 享保七年六月十一日
はじめて有徳院殿に拜謁す。(時に十二歳)
九年八月二十五日惇信院殿に附属せられ御小
性となり、……。十六年十二月二十三日従五位
下上総介に叙任す。十八年五月十五日西城の
御小納戸となり、延享二年九月朔日より本城に
候し、宝暦元年八月二十三日頭取に准ぜらる。
八年十二月十九日家を継、五千石を知行し、
……。九年閏七月十五日御小性組の番頭とな
り、十年四月朔日惇信院殿の御側にすゝみ、五
月十三日二丸にしたがひたてまつる。十一年
薨御により、八月四日務をゆるされ、菊間の広
縁に候す。十二年十一月朔日孝恭院殿の御側
となり、西城に候す。明和元年三月二十三日死
す。年五十四。(一九の六一)

付札
拜礼可罷出候

世悴共拜礼奉願候書付

狩野洞壽

狩野祐清

狩野友甫

狩野洞壽

祐清悴

狩野永徳

友甫悴

狩野良信

洞壽悴

狩野洞庭

〔二〇〕

右私共世悴 御目見仕月次ニも罷出候間、
寛延四未年閏六月御法事中之節、世悴共も罷
出候例を以、此度も為冥加拜礼罷出候様仕度
奉存候ニ付奉願候以上、

六月

狩野祐清

狩野友甫

狩野洞壽

付札

拜礼之儀可為伺之通候、

八才

右京大夫「寛」松平輝高 享保十年生る。元文
元年十二月十五日はじめて有徳院殿にまみえ
たてまつる。(時に十二歳) 延享二年閏十二
月十六日從五位下佐渡守に叙任す。四年十二
月十五日因幡守にあらたむ。寛延二年二月九
日封を襲、……。十二月十八日奏者番となり、
宝暦元年正月十五日寺社奉行をかぬ。この日
右京亮にあらたむ。二年四月七日大坂の城代
となり、從四位下に昇り右京大夫にあらたむ。
十六日越後国蒲原郡のうち二万石余の地を摂
津国有馬、豊嶺、川辺、河内国茨田、播磨国安粟
加西六郡のうちにうつされ、十七日四万石の
兵賦をつとむべきむね仰下さる。……。六年
五月七日所司代にうつり、この日侍従にす
む。……。八年……。十月十八日老職にす
み、……。十年五月六日大御所(家重)に附屬
せられ、……。十一年薨御により、八月三日老
中の末に列すべきむね命をかうぶり、……。
十二月朔日老職となり、十二年六月十三日傳
信院殿一回の法会を奉行せしにより、時服十
領をたまふ。……。十三年二月九日播磨国宍
粟、加西、河内国茨田三郡のうち一万石余の地
を越後国蒲原郡の旧領に復せらる。……。明
和元年二月二十八日至心院御方(家治母梅溪
氏)十七回法会の事をうけたまはりしにより、
……。三年六月十一日増上寺台徳院殿御蓋屋
の修造を奉行し、……。四年六月二十一日有
徳院殿十七回法会の事をうけたまはりて、

七月九日御渡

大田三郎兵衛
曲淵勝次郎 江
松平庄九郎

堀田鉄蔵

西丸御小性組番頭

大久保因幡守

宮内卿殿御守

村上肥前守

御普請奉行

竹本越前守

西丸新御番頭

高井飛驒守

佐渡奉行

桑嶋圖書

御先手

平塚伊豆守

日根野安房守

奥村周防守

寺嶋又四郎

西丸御先手

岡山新十郎

御留守居番

〔二一〇〕

〔二一〇〕

……。安永元年二月二十七日至心院御方二十五回法会の事をうけたまはりて、……。六年八月二十一日心観院殿(家治室閑院五十宮倫子)七回の法会行はるゝのとき、其事をうけたまはり……。七年正月二十八日光御宮御盡屋の修造を奉行すべきむね仰をかうぶり、八年七月二十八日より国用出納の事をうけたまはる。……。十一月二十日さきにうけたまはる日光御宮御盡屋等の修造落成せるにより、……。十二月十五日多年の激務を賞せられて上野国群馬、碓氷、緑埜の三郡のうちにいて一万石を加へられ、すべて八万二千石を領す。……。天明元年二月十九日孝恭院殿御贈官位ならびに御法会等の事をうけたまはり……。二十五日三回御忌の法会をうけたまはりしことより、……。七月十八日さきに御養君のこと田沼主殿頭意次うけたまはるるところ、病にかゝるにより、擧高これに代りて沙汰せしかば、……。九月十一日病ひにかゝるのむねきこしめされ……。二十五日……。この日卒す。年五十七。二十七日上使若年寄太田備後守資愛をして、贈銀三十枚をたまはる。(五の七、八)

鳥居伊賀守 「寛」忠意 享保二年生る。十八年

七月二十八日はじめて有徳院殿にまみえたるまつり、十九年十二月十八日従五位下伊賀守に叙任す。二十年六月二十日遺領を継、元文元年八月十五日はじめて城地にゆく暇をたまたま。延享四年五月十五日奏者番となり、宝

御鷹匠頭
橋本阿波守

御徒頭
能勢對馬守

御船手
松平縫殿頭
中野出羽守
中山伊勢守

願之通、御法事中定日之外拜礼有之候事、

為井又六

御側衆

田沼主殿頭
巨勢大和守

願之通、御法事中定日之外両度拜礼有之候事、

御側衆

松平因幡守
水野豊後守

願之通、御法事中定日之外一度拜礼有之候事、

西丸御小性組番頭

因幡守養父

大久保卜玄

〔二二七〕

曆二年四月二十三日より寺社奉行を兼ね。六年……十年三月二十二日若年寄にうつり、十二月十九日より西城に勤仕す。十一年惇信院殿薨御により、八月三日職をゆるされ、隔間に候す。十二年五月二十四日職をゆるされ、寺社奉行をかぬ。この日朝鮮の信使来聘の事をうけたまはる。十二月九日孝恭院殿に附属せられて、西城の若年寄となる。安永元年……。五年八月二十五日丹波守にあらたむ。八年薨去により、四月十六日今日より後若年寄の末に列して其職を助けつとむべきむね仰をかうぶる。天明元年閏五月十一日若年寄となり、九月十八日西城の老職にすすみ、從四位下に昇り、二年三月七日侍從にすむ。六年閏十月朔日將軍家(家老)本城に入れたまふのとき、したがひたてまつり、老中に列す。七年六月十三日、先に惇信院殿二十七回御忌法会の事を奉行せしにより……。八年三月御判物御朱印の事をうけたまはりしにより……。寛政元年……。五年二月二十九日……。職をゆるされ、この後出仕のときは溜間に候し……。六年七月十八日……。卒す。年七十八。(九の二四七)

酒井石見守 「寛」忠休 正徳四年荘内に生る。享保十七年八月二十九日養子となり、九月十五日はじめて有徳院殿にまみえたてまつり、十一月二十五日封を襲。十二月十六日從五位下山城守に叙任す。十八年六月十三日はじめて領地にゆくのをいとまを賜ふ。延享四年三月十一日奏者番となり、寛延元年閏十月朔日より寺社の

願之通、御法事中、日參拜礼有之候事、

御留守居番

笹本 靱負佐

〔二三オ〕

御本丸

大御所様附

御小性

御小納戸

徳力 藤八郎

御本丸

大御所様附

奥 醫師

倉地仁左衛門

大御所様附御小性

飛騨守父

内 藤 休 夢

〔二三ウ〕

右之通候間、可被得其意候、

筒井大和守

大田三郎兵衛

曲淵勝次郎

松平庄九郎

八ウ

奉行をかぬ。二年七月六日西城の若年寄にうつり、この日石見守にあられたむ。宝暦元年……十年四月朔日停信院殿に附屬せられて二丸に候し……、十一年暮御により、八月二日御遺物詠歌大概をたまひ、三日職をゆるされ隔間に候し、十五日若年寄となり……、明和五年十一月二十三日、蓮淨院(家宣妾榎筋氏おすめ)のことをもうけたまはるべきむね仰をかうぶり、六年五月二十八日官府の記録を撰定することにあづかりしにより……、安永元年……、六月二十三日、さきに蓮淨院逝去のち、葬送等のことを沙汰せしにより……、六年四月二十一日より国用出納のことをつかさどり……、八年……、十二月十五日上野国山田・勢多両郡のうちをいいて、五千石の地を加増あり、すべて二万五千石を領し、仰によりて松山に城を築く……、天明元年……、七年四月……、十四日職を辞すといへともゆるされず……、十八日卒す。年七十四。(二の五四・五五)

松平源大夫〔寛定為 宝永二年三月二十八日はじめて常憲院殿(綱吉)に拜謁し、六年四月六日御書院番となり、享保五年十二月七日家を継、九年十一月十五日より二丸に勤仕し、後西城に候す。寛保二年十月二十八日組頭にうつり、十二月十八日布衣を着することゆるさる。宝暦四年十二月二十八日西城御先練炮の頭に転じ、十一年八月三日より本城に勤仕す。

西丸御小性組番

巨勢日向守

願之通、御法事中定日之外一度拜礼有之候事、

狩野祐清

右法眼被 仰付候已来、寄合御醫師同様拜礼

仕来候三付、此度十七日十八日両日之内御醫師拜礼

之節罷出可申哉之旨、私共迄申聞候付、先格

有之候義ニ御座候へ、右両日之内罷出候様挨拶

仕候、依之申上候以上、

〔一四才〕

七月

大田三郎兵衛

曲淵勝次郎

松平庄九郎

御法事中

御勘定組頭・御代官

拜礼之儀ニ付奉伺候書付

漆奉行・御勘定

石谷備後守

覚

御勘定組頭

十二年三月十日務を辞し、寄合に列す。十二日死す。年七十七。(一の二一〇)

糟屋彦兵衛 「寛」義矩 桜田の館にいて文昭

院殿(家宣)につかへたてまつり、宝永元年西城

にうつらせたまふのときたがひたてまつり、

小普請となり、慶永四百四十俵をたまふ。四年

十二月四日西城の焼火間番に列し、六月十二日

十九日大番に遷る。享保八年三月十二日、年こ

ろの精勤を賞せられ……。十六年二月十二日

組頭に転じ、宝曆七年十月七日西城御先鎮炮の

頭に進み、十一月十八日布衣を着する事を聴

され、十一年八月三日より本城に勤仕す。十二

年十月二十日死す。年七十六。(二の二一〇)

松平忠左衛門 「寛」勝周 享保六年八月九日初

めて有徳院殿(吉宗)にまみえたてまつり、十三

年十月九日家を継小普請となる。寛保元年十

月二十八日西城の御小性組に列し、延享二年十

一月七日より道奉行を勤め、四年十一月六日こ

れをゆるさる。寛延元年五月朔日組頭に転じ、

十二月二十一日布衣を着することをゆるさる。

宝曆八年十一月十五日西城御先鎮炮の頭にう

つり、十一年八月三日より本城に候し、十二年

十二月十五日また西城に附らる。明和八年四

月六日老を告て務を辞す。……、寄合となる。

六月十三日死す。年七十七。(一の二〇三)

岡山新十郎 「寛」之英 享保三年七月十一日は

じめて有徳院殿(吉宗)にまみえたてまつり、十

二年五月二十一日御小性組に列し、……。十三

年四月日光山に詣でたまふのとき供奉し、十月

御代官
漆奉行
御勘定

右之者共儀御法事中^(基)日之拜礼々儀ハ去ル末年

上野御法事之節之留書ニ相見不申候付、今日

日中御法會之節も差扣拜礼不仕候、然処今日

表御右筆并御堂御番之小十人組頭・小十人拜礼

仕候ニ付、書面之者共義も御用懸ニ而相詰罷在候間、

何卒拜礼仕度旨一同相願申候、依之奉伺候、

七月十二日

〔一四ウ〕

御法事中

御壘奉行

御大工頭

御作事下奉行

安藤彈正少弼

拜礼之義ニ付奉伺候書付

覚

御壘奉行

御大工頭

御作事下奉行

〔一五オ〕

右之者共儀御法事中日々拜礼之義ハ去ル末年

上野御法事之節御壘奉行留書ニ者相見江

五日西城の御小納戸となり、十二月二十一日布

衣を着する事をゆるさる。延享二年九月朔日

より本城に勤仕し、宝曆三年十二月二十八日御

船手となり、七年十二月九日仰をうけたまはり

て万治郎君家重子清水重好に弓術を教へま

いらせ、……。八年十二月二十五日西城御先

鎮炮の頭にうつり、十一年八月三日より本城

に候し、十四年十二月十五日西城の務となる。

安永八年八月三日死す。年七十八。(二九の三

〇八・九)

原田兵部 未詳

徳永平兵衛 〔寛昌寛 享保九年九月二十九日

遺跡を継、十一月十一日はじめて有徳院殿(吉

宗)に拝謁し、十六年三月五日御小性組の番士

となり、……。元文二年閏十一月十八日より西

城に勤仕し、延享二年正月十一日御使番にうつ

り、十一月十八日布衣を着する事をゆるさる。

三年正月十五日仰によりて諸国を巡見す。寛

延三年三河国吉田城を松平伊豆守信復に賜ふ

により、二月十五日彼地におもむき、引渡の役

をつとめ、宝暦十年五月十一日西城御先弓の頭

に転じ、十一年五〔八カ〕月三日より本城に候

す。十二年十二月十五日西城に復し、晦日務

を辞し、寄合となり、明和三年四月三日致仕し、

安永八年十二月六日死す。年七十二。(二七の

一三)

菟田助八 未詳

小西市郎兵衛 未詳

成嶋忠八郎 〔寛和鼎 寛延元年十月十日御鷹

不申候ニ付、今日中御法會之節も差扣拜礼
不仕候、然ル処今日表御右筆并御堂御番・小十人
組頭・小十人拜礼仕候ニ付、書面之者共義も御用懸
ニ而日々相詰罷有候間、何卒拜礼仕度旨一同ニ
相願申候、依之奉伺候以上、

七月十二日

右両通共左衛門尉殿御下ケ被成候、

大田三郎兵衛殿

曲淵勝次郎殿

松平庄九郎殿

太田撰津守

毛利讚岐守

〔一五ウ〕

27

七月十二日納経拜礼

七月十四日納経拜礼

右之通罷出候ニ付、増上寺裏門ノ罷通り、松原
中程ニ而下乗之事、

七月

大田三郎兵衛殿

曲淵勝次郎殿

松平庄九郎殿

金地院

護持院権僧正

太田撰津守

毛利讚岐守

28

文照院様御靈屋御別當

匠の見習となり、のち心観院殿(家治室閑院五十宮倫子)好みたまふにより、岷江入楚を校合し、清書および文字に仮名つけてたてまつり、……。宝暦八年十一月十八日御勘定にうつり、十年十一月二十三日遺跡を継。この日御勘定格の奥詰となる。(時に四十二歳、慶米百俵月俸二口) 明和元年朝鮮の聘使来るのとき、仰をうけ御秘密の書写をつとめしにより、……。六年十一月十二日儒者格となり、七年四月二十三日補暦のことにあづかりて……、安永三年康照字典をよび品字箋をたまはる。五年四月浚明院殿日光山にまうでたまふのとき供奉し、還御のち仰により御旅中の記三冊を著述して……。九年六月十七日御書物奉行に進せられ、天明二年牛込の測量所を浅草にうつさるゝのとき、その事にあづかりて……。七年二月十五日いまよりのち時々御前にありて書を講ずべきむねおほせをかうぶる。十二月二十五日さきに種姫君(家治養女)紀伊家に入興あるのとき、おほせをうけて絵巻物のことば書せしにより、……。(一九の九六)

小南三十郎 [寛]達寛 初め処士にして鎗術を師範し、近侍の人々に其術を伝ふ。享保十五年八月御先手の与力に召加へられ、後支配勘定にうつり、宝暦三年一月十九日班をすゝめられて御勘定格となり、西城の奥に候す。(現米八十石) 十年四月朔日より本城に勤仕し、明和三年八月十二日御勘定組頭にすゝみ、五年正月二十一日御裏門切手番の頭に転じ、安永六年三月

31

右組頭共儀、此度増上寺江拜礼罷出候儀来ル
罷出候様可仕候哉、此段奉伺候以上、
七月十五日

小普請組支配

筒井大和守

〔一六ウ〕

30

願之通、御法事中定日之外拜礼有之候事、

拜礼日限之義奉伺候書付

七月十五日持参

川口能登守
戸田弥十郎

小普請組支配

組頭共

九日

太田権之右衛門

〔一六オ〕

29

病氣不参

七月十六日御下被成候

真乘院

筒井大和守

大田三郎兵衛

曲淵勝次郎

松平庄九郎

〔一六オ〕

二十五日死す。年八十五。(一〇の三四一、二)

菟田助次郎 未詳

岡本善悦 〔寛〕豊久 紀伊家に在いて有徳院殿

(吉宗)につかへたてまつり、享保三年五月十三

日めされて御家人に列し、奥坊主組頭並となる。

元文二年閏十一月朔日画を善せるにより

御同朋に准ぜられ、拜謁をゆるさる。のち西城

に勤仕し、また本城のつとめとなり、渡明院殿

(家治)御面の御相手に候し、有徳院殿・淳信院

殿(家重)の尊影を画てたてまつり、……。(二

一〇の一七三)

一〇ウ

狩野祐清 英信 奥絵師 宝暦一三年六月死去

3 中橋狩野家(宗孝)第五代

狩野探林 守美 奥絵師

1 鍛冶橋狩野家第五代 安永六年四月死去

狩野栄川 典信 奥絵師

2 木挽町狩野家第六代 寛政二年八月死去

〔寛〕典信 享保十六年十二月二十七日遺跡

を、父がつとめとなり、安永二年二月九日家業

をよくするにより、班をすゝめられて医師並と

なる。(武藏国大里郡の内采地二百石月俸二十

口)五年四月渡明院殿日光山にまうでたまふの

ときしがひたてまつり、十二月十四日親筆山

水の御面をたまふ。九年七月二十七日孝恭院

殿(家治)家基の御画像をよび御盥屋御絵の

ことをうけたまはりしにより、……。十二月十

八日法印にすゝむ。天明六年二月二十五日渡

明院殿五十の御賀を祝はせたまふのとき御紋

御法事中日々御法事相濟、女中参詣有之、
浄岸院様女中も参詣有之候事、

大田三郎兵衛
曲淵勝次郎
松平庄九郎

大網大藏院當病氣二付不参之義書付

大田三郎兵衛殿
曲淵勝次郎殿
松平庄九郎殿

大田摂津守
毛利讚岐守
大網

大藏院

右當病二付、今日納経拜札不罷出候、

七月十七日

〔二七才〕

七月十八日

来ル廿七日於増上寺叔之者有之候間、如何
可被相心得候、

七月

の御小柄をたまひ、薨御のち十月十日常に用
ひさせたまふ御画硯笥を拜賜す。七年十月七
日をよび御霊屋御絵の事をつとめしにより、
……。寛政二年八月十六日死す。年六十一。
……。(二)の(二九五)

狩野洞春 美信 表絵師 寛政九年二月八日死去

1 駿河台狩野家第四代

狩野春笑 直信 表絵師

2 山下狩野家第五代

狩野玉栄 在信 表絵師

4 御徒土町狩野家第五代

狩野壽石 賢信 表絵師

11 猿屋町代地狩野家第四代

一一才

狩野梅軒 員信 表絵師

10 金杉片町狩野家第五代

狩野友南 宴信 表絵師

8 根岸御行松狩野家第三代

狩野洞壽 克信 表絵師

12 猿屋町代地分家狩野家第三代

狩野永徳 高信 奥絵師 寛政六年二月死去

3 中橋狩野家(宗家)第六代

狩野良信 栄信 表絵師

8 根岸御行松狩野家第四代

狩野洞庭 興信 表絵師

12 猿屋町代地分家狩野家第四代

(以上、『讀史備考』國史大辭典による)

二一ウ

堀田鏡藏 [寛]正順 延享二年生る。宝曆三年

△此度於増上寺御法事中、私共兩人拜礼罷出候義如何可仕候哉、奉伺候以上、

七月

付礼

御産相濟候迄ハ拜礼之義
無用たるべく候、
△

鶴殿十郎左衛門
新見又四郎

鶴殿十郎左衛門
新見又四郎

御法事中拜礼之儀申上候書付

筒井大和守
大田三郎兵衛
曲淵勝次郎
松平庄九郎

一 増上寺御法事中日々拜礼之儀、掛リ之御役人拜礼相濟候而、勤番火之番之面々拜礼可為仕候哉、御法事中拜礼之分、四品以上者老人宛、諸大夫迄三人宛、布衣御役人ハ五人宛、其以下ハ七人宛拜礼可為仕候哉、

朱書

有徳院様 御法事之節之
御格合を以申上候、

〔一七〇〕

十月二十七日嫡子となり、十一年三月二十六日遺領を継、下総・上総・武藏・常陸・上野・下野・相模七国のうちに十一万石を領し、佐倉城に住す。四月十八日襲封を謝するのときはじめて澄明院殿(家治)にまみえたてまつり、家臣三人御前に出る。六月七日父がとき預けられし武藏下総・上野の御料所を官におさむ。二月十八日従五位下相模守に叙任す。……安永三年二月十一日奏者番となり、……天明三年七月二十八日より寺社奉行をかぬ。……七年四月十九日大坂の城代に転じ、この日従四位下になる。……寛政四年八月十四日所司代となり侍従にすゝみ、……十年二月十六日改曆のことをうけたまはりしにより、……五月十三日やまひにより江戸に参るの暇申のとき、……九月十八日やまひにより職を辞せん事を請といへどもゆるされず。……十一月六日ふたゝびこふて職を辞し、十二月二十五日摂河作三國の領地を、出羽国村山下野国都賀兩郡の旧領に復さる。……(一の六七七)大久保因幡守「寛」忠翰 延享三年三月二十三日はじめて愍信院殿(家重)に拜謁し、十二月二十八日中興の御小性となり、四年十一月五日従五位下因幡守に叙任す。宝暦九年八月五日家を継、十月四日西城御小性組の番頭に転ず。十一年八月三日より本城に勤仕し、十二年十二月十五日西城に復す。明和二年七月十二日西城御書院の番頭にうつり、四年七月朔日西城の御側にすゝむ。安永八年孝恭院殿(家治)子家

右之趣奉伺候以上、

七月

筒井大和守
大田三郎兵衛
曲淵勝次郎
松平庄九郎

〔二八才〕

三名

御勘定奉行
御代官
漆奉行
御疊奉行
御勘定
御大工頭
御作事下奉行

右者御法事中日々拜礼仕度旨願書御下
被遊候ニ付評議仕候処、

有徳院様御新葬送御法事之節并

御代々 御遠忌御法事之節も、日々拜礼不仕趣

御座候、一向書留も無御座候故、先格義難相知、

其上拜礼日割も御座候間、御法事中日々拜礼

之義ハ不被 仰付候而可然哉ニ奉存候、則被下ケ被遊候

書付式通奉返上候、

朱書

〔二八才〕

基)薨去のち、四月十八日勤仕をゆるされ菊間の広縁に候し、天明元年閏五月十一日西城の御側に復す。これよりさき、淡明院殿(家治)画かせたまふ竹の掛幅をたまふ。四年九月二十日死す。年六十五。(二二の八)

二二才

村上肥前守 [寛]義方 享保十五年四月二日遺跡を繼、十月二二日はじめて有徳院殿(吉宗)に拝謁す。十六年八月十八日西城の御小納戸となり、十二月十三日布衣を着する事をゆるさる。後、惇信院殿(家重)より無銘の御脇差を賜ふ。延享二年九月朔日より本城に候す。寛延元年四月十五日頭取にす。み、十二月十一日従五位下肥前守に叙任す。宝曆三年五月十二日日光山御宮修造終るのとき、仰をうけてかの地におもむきしにより、…：。七年五月二十一日万次郎君(家重子、清水重好)の守役(後家老と称す)に転じ、十年四月二十八日上総国天羽郡のうちにして采地五百石を加増あり。明和元年五月二十六日義方昵近のものなれば、重好卿御幼年のうちよりしろしめさるゝがゆへ、家老職に補せられしにその職に应ぜず。ほしいま、なるふるまひ多かりしかば、御気色かうぶり職をゆるされ、加恩の地五百石を公取せられて小普請に貶し、出仕をと、められ九月八日ゆるさる。八年三月二十六日致仕す。天明二年九月二十二日死す。年七十二。(四の二五八)九

竹本越前守 [寛]正章 寛保三年三月十九日は

七月

以上
本文之通申上候、

三名

〔一九ウ〕

兄嶋孫七郎

七月

小十人組頭并小十人組之儀者、勤番仕候儀故、
前々拜礼仕来候義ニ御座候以上、

三名

三名

小普請組支配組頭日割之義ニ付小普請組支配
差上候伺書御下ケ被遊、一覽仕評議仕候処、
有徳院様 御新葬御法事之節、小普請組頭
初而小役人拜礼之日罷出拜礼仕候付、此度も
小役人拜礼之日割ニ罷出可然奉存候、則御下
被遊御書付奉返上候、

〔一九オ〕

朱書

新御番頭・御裏御門番之頭・御天守番之頭・富士見

御宝蔵番之頭之儀も小役人拜礼之日可罷出義ニ

奉存候得共、仕来之儀故、寄合拜礼之日罷出

可然旨、先達而申上候、小普請組支配組之儀ハ新規

御役ニ而、初而小役人拜礼之日割ニ罷出候義御座候間、

じめて有徳院殿(吉宗)に拜謁し、延享元年十二月十日西城御小納戸となり、十六日布衣を着することゆるさる。二年五月朔日西城の御小性にうつり、九月朔日本城のつとめとなり、閏十二月十六日從五位下伯耆守に叙任す。宝暦元年五月九日遺跡を繼、八年十月十五日御小性の番頭に准ぜられ、田沼主殿頭意次、稻葉越中守正明に副ふて勤むべきむね、仰下さる。十年四月朔日御普請奉行に転ず。明和五年七月二十二日死す。年四十二。(一五〇二五八)

高井飛騨守「寛」直熙 享保十年八月十五日初めて有徳院殿(吉宗)にまみえたてまつり、十四年十一月十三日西城の御小性となる。十八年十月二十六日祖父が遺跡を繼、十九年十二月十八日從五位下飛騨守に叙任す。延享二年九月朔日より本城のつとめとなり、宝暦三年四月七日西城新番の頭に転じ、十一年八月三日西城の御留守居となり、明和二年十一月八日御小性の番頭にすゝみ、五年十一月朔日御書院の番頭にうつり、七年三月十五日御留守居となり、天明五年六月十七日老をうけて職を辞し、寄合に列す。……二十日死す。年七十七。(一八〇二三三)

桑嶋圖書「寛」政醇 享保十九年三月十九日はじめて有徳院殿(吉宗)に拜謁す。(時に十四歳) 寛保元年七月十八日御小納戸に列し、十二月十九日布衣を着する事ゆるさる。延享二年九月朔日より西城に勤仕し宝暦元年葬御により、七月十二日務をゆるされ、寄合に列し、

右者、今明日御用有之候ニ付、明後十九日拜礼ニ罷出候、

七月十七日

七月十五日

拜礼断

眩暈	間部若狭守
痔疾	青山大藏少輔
足痛	永井伊賀守
眩暈	板倉内膳正
消渴	土井伊豫守
疝積	増上對馬守
疝積	三浦志摩守
脱肛	松平備前守
疝積	阿部因幡守
足痛	森川紀伊守
疝積	松平豊前守
痔疾	米倉丹後守
足痛	京極備後守
疝積	米津越中守
痔疾	柳生備前守
積氣	永井信濃守
痔痛	柳生采女
疝積	大岡忠右衛門
	松平伊勢守

〔二〇才〕

〔二〇才〕

三年六月二十五日御小納戸に復す。七年十二月二十七日遺跡を継、八年十一月十五日御目付に転じ、十年五月六日佐渡奉行にうつり、十二年二月二十五日死す。年四十二。(二二の一五四五)

平塚伊豆守〔寛為政 伊賀守・伊豆守 享保六年八月十三日二丸の御小性となる。時に十五歳) 七年七月十二日父近秀勤務よろしからざるにより、務をゆるさるといへども、家禄は為政にたまひ、これまでのをとり勤仕すべきむねおほせを下さる。十年六月十九日より西城のつとめとなり、十一年三月二十一日御小納戸に転じ、十二月十六日布衣を着する事をゆるさる。延享二年五月朔日頭取となり、十月十八日従五位下伊賀守に叙任し、宝暦八年十二月七日御先弓の頭に転ず。十三年三月十一日務を辞し、寄合となり、明和二年四月十日致任す。このとき養老の料廩米三百俵をたまふ。六月十六日死す。年五十九。(二二の一三三)

日根野安房守〔寛高豊 織部正・和泉守・安房守 正徳四年九月二十九日遺跡を継。(時に十五歳) 享保四年十月十八日御書院番となり、十年十二月朔日西城の御小納戸に転じ、十八日布衣を着することをゆるさる。延享元年十月二日頭取にすゝみ、十二月十六日従五位下織部正に叙任す。二年九月朔日西城の勤めとなり、宝暦十年八月六日御先手弓の頭に転じ、十三年六月十五日御持筒の頭にうつり、

忌

稲垣周防守

伺書

七月十五日持參

戸田弥十郎

戸田弥十郎支配

休意養子

浅井休伯

右休伯儀

大御所様御伺被 仰付候ニ付、為冥加於増上寺

御法事中拜礼罷出度段奉願候ニ付、奉伺候

以上、

十月十五日

〔二一〇〕

御法事中御内陣詰

鎌倉

光明寺

爪連

常福寺

三劔

大樹寺

同

九月二十日死す。年六十四。(一五の三三七)

奥村周防守 「寛正」 芳 紀伊家に在いて有徳院

殿(吉宗)につかへたてまつる。享保元年博信

院殿(家重)にしたがひたてまつり、御家人に

列し、九月九日御小性となりて二丸に勤仕し、

廩米三百俵をたまふ。(時に十一歳) 十年六

月十九日より西城につとめ、十一年九月四日

従五位下周防守に叙任す。元文三年二月十五

日三百石をくはへられ、廩米を采地にあらた

め、下野国都賀・河内両郡の内に在いてすべ

て六百石をたまふ。延享元年十二月十八日御

小納戸となり、宝暦七年八月十五日御先鋒炮

の頭に転ず。明和三年三月六日死す。年六十

一。(二〇の三三二)

寺嶋又四郎 「寛尚包」 紀伊家に在いて有徳院

殿(吉宗)につかへたてまつり、享保元年父と

共にしたがひたてまつり、五年五月二十三

日家を継寄合に列す。八月二十八日御小納戸

となり、二丸に勤仕し、十二月二十四日布衣を

着する事をゆるさる。十年六月十九日より

西城に候し、延享二年九月朔日本城のつとめ

となる。其後、後深明院殿(家治)御手づから備

前焼の獅子をたまふ。寛延三年十二月十五

日御船手となり、宝暦八年七月十八日御先

鋒の頭に転じ、明和六年十二月六日死す。年

八十一。(一八の三八六)

岡山新十郎 「寛之英」 享保三年七月十一日は

じめて有徳院殿(吉宗)にまみえたてまつり、

十二年五月二十一日御小性組に列し、後御馬

〔三二ウ〕

- 松應寺
- 駿府 寶臺院
- 西久保 天徳寺
- 浅草 誓願寺
- 三筋 信光明寺
- 同 高月院
- 同 妙心寺
- 同 大林寺
- 嶋果 勝願寺
- 川越 蓮馨寺
- 滝山 大善寺
- 江戸崎 大念寺
- 小金

〔三二オ〕

場始の射手に候し、あるひは的を射、或ひは放鷹に扈從し、鳥を射て時服、黄金等をたまふ。十三年四月日光山に詣たまふのとき供奉し、十月五日西城の御小納戸となり、十二月二十二日布衣を着する事をゆるさる。延享二年九月朔日より本城に勤仕し、寶曆三年十二月二十八日御船手となり、七年十二月九日仰をうけたまはりて万治郎君(家重子、清水重好)に弓術を教へまいらせ、……。八年十二月二十五日西城御先銃炮の頭にうつり、十一年八月三日より本城に候し、十二年十二月十五日西城の務となる。安永四年八月三日死す。年七十八。(二九の三〇八、九)

二二ウ

橋本阿波守「寛忠正 丹波守・阿波守 享保元年十一月二十二日勝之ずでに死するといへども仰によりて養子となり、十二月二十五日遺跡を継 寄合に列す。(時に六歳) 五年五月十二日御小性となり、惇信院殿(家重)に附属せられて二丸に候し、のち西城に勤仕す。十六年十二月二三日従五位下丹波守に叙任し、元文五年六月十五日小十人の頭にうつり、延享元年二月十五日西城の御目付に転じ、二年九月朔日より本城に候し、四年五月二日さきに二丸をいて火防の事精いるにより、……。寛延三年九月十五日御留守居番となり、明和四年十二月二十六日西城御先弓の頭にうつり、安永五年九月二十四日御持弓の頭に転じ、七年九月十九日西城の御留守居に

御法事續經出僧

以上式拾六人

大鹿	弘經寺	深川	本誓寺	西久保	大養寺	玉繩	貞宗寺	高崎	大信寺	大沢	圓通寺	同	専称寺	岩附	淨国寺	館林	善導寺	結城	弘經寺	東漸寺
----	-----	----	-----	-----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	---	-----	----	-----	----	-----	----	-----	-----

〔二三ウ〕

〔二三オ〕

すゝみ、天明元年十一月二十四日將軍家(家
 斉)射術の御相手に候すべきむね仰をかうぶ
 る。七年八月十五日二百俵を加へられ、寛政
 四年九月二十八日老をつげて職を辞し、寄合
 に列す。……十二月十一日死す。年八十一。
 (二二の一四九・二五〇)

能勢對馬守 未詳

松平縫殿頭 「寛」五井忠香 寛保三年三月十九
 日はじめて有徳院殿(吉宗)に見え奉る。(時に
 八歳) 延享元年十二月十日西城の御小納戸と
 なり、十六日布衣を着することをゆるさる。二
 年九月朔日本城に勤仕し、三年十月十二日御小
 性に転じ、四年十二月十九日從五位下縫殿頭に
 叙任す。宝暦十年五月十三日二丸に候し、十一
 年三月二十一日御徒の頭にうつり、十二年二月
 二十八日御目付にすゝむ。……明和元年日
 光山の御宮御靈屋修造、事おはりければ、これ
 を監すべき旨仰をかうぶり、四月二十八日かの
 山におもむく。二年五月二十九日ふた、及び日
 光山に赴き、東照宮百五十回法会の事を勧めし
 賞として、……。四年關東の川々の堤防を修築
 せられしを監臨し、……。五年三月八日小普請
 奉行に転じ、……。安永元年十月二十八日新番
 の頭に移る。六年十月八日遺跡を継、天明五年
 八月二十一日死す。年六十。(一の一五三)

中野出羽守 「寛」清備 寛保三年二月三日めさ
 れて西城の御小性となり、慶米三百俵をたま
 ふ。(時に十六歳) のち本城に従ひたてまつ
 り、延享二年閏十二月十六日從五位下出羽守に

小石川 傳通院
 新田 大光院
 飯沼 弘經寺
 本所 靈山寺
 淺草 幡隨院
 深川 靈巖寺
 所化伴頭 隆善
 同二胤 東
 知 瑞巖
 經奉行 瑞巖
 知 瑞巖
 恵 亮
 敬 運
 了 傳
 單 笛
 栄 隨

〔三三ウ〕

〔三四オ〕

叙任す。宝暦八年十二月十五日御徒の頭に転じ、明和二年十二月十日死す。年三十八。(二一の八一)

中山伊勢守 〔寛〕直彰 下野守・伊勢守・下野守・周防守 享保十八年九月二日遺跡を繼(時に十八歳采地五百石) 十二月十二日はじめて有徳院殿(吉宗)にまみえたてまつり、寛保元年七月十八日西城の御小納戸に列し、十二月十九日布衣を着する事をゆるさる。延享二年九月朔日本城の勤となり、三年十月十二日御小性にすゝみ、四年十二月十九日従五位下下野守に叙任す。寛延元年十二月十九日より西城に勤仕し、宝暦二年十一月二十五日浚明院殿痘瘡御平癒を賀せられて……十年五月十三日より本城に候し、十一月九日御徒の頭となり、安永五年四月浚明院殿日光山にまうでたまふのとき供奉し、六月二十四日御先弓の頭に遷り、寛政九年八月二十七日御鑓奉行に轉ず。(二一の九二・九三)

為井又六 〔寛〕祐安 はじめ紀伊家につかふ。享保元年惇信院殿(家重)にしたがひたてまつり、御家人に列し、九月九日御近習番となりて二丸に候し、慶米二百俵をたまふ。十三年五月二十八日西城の御小納戸にすゝみ、十二月十二日布衣を着する事をゆるさる。宝暦十年九月十九日御船手にうつり、十二年十二月十五日御留守居番に転じ、明和六年十二月二十二日御先鑓炮の頭となる。安永五年正月二十三日老をつけて務を辞し、寄合に列す。……二月二

以上七百四拾四人

御法事中役僧役人

輒 辦

周 益

周 瑞

割^{本マ}筭^マ役 感 知

寺院

百五拾七ヶ寺

所化出僧

五百六拾八人

〔二四ウ〕

台徳院様御別當

惠 眼 院

同 實 松 院

清橋院様御別當

通 元 院

文照院様御別當

真 乘 院

崇源院様御別當

天英院様御別當

最 勝 院

有章院様御別當

〔二五オ〕

十六日死す。年八十六。(二〇の一四三)

二三才

田沼主殿頭〔寛意次 享保四年生る。十七年七月二十一日はじめて有徳院殿(吉赤)に拝謁す。時に十四歳) 十九年三月十三日西城の御小姓となり、二十年三月四日遺跡を継ぐ。文二年十二月十六日従五位下主殿頭に叙任す。延享二年九月朔日より本城に勤仕し、四年九月十五日御小姓組番頭の格となり、諸事を執啓する事を見ならぶ。寛延元年閏十月朔日御小姓組の番頭となり、なを奥のつとめをかぬ。この日上総国武射・下総国匝瑳・香取三郡のうちを以て千四百石の地を加へらる。宝暦元年御側にすゝみ、諸事を執啓す。五年九月十九日下総国香取・相模国大住・愛甲・足柄四郡のうちを以て三千石を加賜せられ、八年九月三日遠江国榛原郡のうちを以て五千石を加増あり。旧領をあらためられ、遠江・相模・下総三国の内を以てすべて一万石の領地をたまひ、評定所の式日にはその席につらなるべきむね、仰をかうぞる。十年五月十八日二九の普請をうけたまはりしにより、…十月十八日領知の御朱印を下さる。十二年一月十五日遠江国榛原・城東二郡のうちにして五千石の地を加賜せられ、明和二年四月東照宮百五十回の法会をこなはるゝにより、仰をうけたまはりて日光山に赴き、…四年七月朔日御側の用人となり、従四位下に昇り、この日また榛原・城東二郡のうちに加恩五千石を賜ひ、仰により

右拾式人御内陣詰ニ御座候得共、役義有之候故、
 役僧之部類江相加被申候、

- | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----|-----|-------------|-------------|-------------|-------------|-----|---------|-----|---------|-----|-----|-----|-----|-------|-----|
| 瑞蓮院 | 安立院 | 桂昌院様
御別當 | 月光院様
御別當 | 淨徳院様
御別當 | 瑞喜院様
御別當 | 岳運社 | 明信院様御別當 | 鑑蓮社 | 靈仙院様御別當 | 松蓮社 | 座奉行 | 帳讀役 | 花籠役 | 檀林持繩者 | 声明衆 |
| 六人 | 六人 | | | | | | | | | | 六人 | 六人 | 拾式人 | 六人 | |

〔二六ウ〕

て相良に居城を築く。閏九月二十九日御座に
 めされ、老中を招請すべきむね懇の仰をかうぶ
 り、……。六年八月十八日また榎原・城東二郡
 の内にをいて五千石を増たまひ、この日侍従に
 すゝみ、老中に准ぜられて持鎗二本をゆるさ
 る。十月二十一日さきに西城修補のことをう
 けたまはりして……。十二月二十八日孝恭
 院殿生誕ありてよりこのかた西城にうつらせ
 たまふにいたるまで諸事を沙汰せしにより、
 ……。安永元年正月十五日老職となり、三河国
 額田・宝飯・渥美三郡のうちにをいて五千石
 の地を加へられ、遠江国の所領のうち五千石の
 地を割て三河国のうちにうつさる。……。八
 月二十一日心観院殿(家治室閑院五十宮倫子)
 法会の事をうけたまはりしにより、……。二年
 三月十四日万寿姫君(家治女)の葬事を沙汰せ
 して……。六月十三日さきに惇信院殿(家
 重)十三回の法会行はるゝのときその事にあつ
 かり、……。五年四月九日波明院殿(家治)日光
 山にまうでたまふの供奉を命ぜられ……。六
 年四月二十一日遠江国榎原・駿河国志太・益
 津三郡のうちにして七千石を加へらる。八年
 四月二十三日孝恭院殿葬じたまふのゝおほ
 せをうけて御跡の事を沙汰せしかば、……。十
 二月二十二日紅葉山御宮をよび御霊屋等の修
 復を奉行せしにより、……。九年二月二十七日
 至心院御方(家治母梅溪氏)法会の事をうけた
 まはりて……。四月朔日はじめて城地にゆく
 のいとまをたまひ、……。天明二年閏五月二十

御法事役人

御法事中掛り合役人并方丈家来共

- 三拾人 有章院様御別當
- 讀代
- 壹人 小番僧
- 拾人 内陣様司
- 貳拾人 外陣殿司
- 貳百人 念供詰衆
- 貳拾人 書写役
- 貳拾人 行者
- 貳人 有章院様御盥屋
- 御掃除頭
- 壹人
- 貳拾人 御掃除
- 百三人

〔二六才〕

〔二六ウ〕

七日將軍家（家齊）御養君とならせたまふの事を祝はせたまひ、……七月十五日さきに御養君の事をうけたまはりしにより、……この日、和泉国日根郡のうちにをいて一万石の地を加賜せられ、……三年八月二十一日心観院殿十三回の法会行はるゝのとき惣奉行をつとめ、……五年正月二十九日河内国河内・若江・三河国宝飯・遠江国榎原・城東五郡のうちにをいて一万石を加増あり。すべて五万七千石を領す。六年八月二十七日職を辞し、鷹間に候す。閏十月五日すでに職をゆるさるといへども、おぼしめす旨ありて、両度の加恩和泉・河内・三河・遠江等のうち二万石の地をよび居邸ならびに大坂の蔵屋敷をも収公せられ、出仕をとどめられ、十二月二十七日ゆるさる。七年十月二日意次在職のあひだ不正のはからひありしことをひをひ台聴に達し、ことに不束のいたりにおぼしめさる。すでに凌明院殿御達例中きこしめされ、御沙汰の趣もありしにより、所領駿遠のうち二万七千石をおさめられ、致仕して別荘に蟄居し、慎あるべき旨厳命をかうぐる。八年七月二十四日卒す。年七十。（一八の三六五・三六六）

巨勢大和守 「寛」利啓、享保四年六月朔日遺跡をつぎ、奥詰となり、九日初めて有徳院殿（吉宗）に見えたとまつり、六年閏七月十八日従五位下大和守に叙任す。これ紀伊大納言光貞卿十七回の法会行はるゝにより、御名代をうけたまはりて和歌山に赴くがゆへなり。十三年四

以上百貳拾六人

右者此度御中陰御法事出僧并役人ニ而御座候、
都合千三百三拾貳人ニ而御座候以上、

七月

〔白紙〕

〔二七〇〕

〔二七〇〕

御出棺 御葬送之節
御湯漬并御配り被下候書付

〔白紙〕

〔二八〇〕

〔二八ウ〕

六月廿三日

一 御出棺 御葬送御法事中 御賄所見廻り相勤候様、
左之通申渡、

御徒目付

月日光山にまうでたまふのときしがひたてまつり、延享二年九月二十五日より西城に候し、御小性組の番頭に准ぜられ、十月十五日御側となる。宝暦元年七月十日有徳院殿の御遺物……をたまふ。十八日より西城に勤仕し、十一年五月十三日本城の務となる。十一年七月俤信院殿(家重)の御遺物加羅一本名取川埋木の料紙硯箱をよび御小袖等をたまはり、十三年四月二十六日采地を駿河国富士・駿東両郡のうちにつさる。明和二年七月四日死す。(二〇の三五四)

松平因幡守〔寛〕康郷 伊勢守・安房守・豊前守・因幡守・中務少輔 はじめ千石の采地を賜ひ寄合に列し、のち兄康顯が嗣となり、正徳三年三月二十四日遺跡を継 四月朔日有章院殿(家継)にまみえたてまつり、享保元年十二月十九日中奥の御小性となり、三年十二月十八日従五位下伊勢守に叙任す。九年閏四月七日御小性組の番頭にすゝみ……。〔十一〕五月二十八日御書院の番頭にうつり、十五年正月十一日大番の頭に転じ六月六日職を辞す。元文四年九月六日駿府の城代となる。宝暦元年三月二十五日西城の御側につる。七月十日有徳院殿御遺物……をたまふ。二年十二月二十五日より諸事を執啓することをつとむ。十年五月十三日浚明院殿本城につらせたまふ時しがひたてまつり、政事を執啓することをもとのごとし……。明和二年正月二十八日千石を増加あり、信濃国の采地をあらため武藏国秩

細見庄五郎

西丸御徒目付

八木岡政七

御小人目付

四人

石谷備後守

御葬送御當日御湯漬并同勢之者共江被下候

御配之儀、未年之通幾度も被下候積、先達而書上も

致候得共、未々之者幾度も望候度々相渡候而者

取レり無之、却而片慮ニも相成、不行届儀も可有之、

其上渡方も混雜可致候哉ニ付、左之通渡方度数

相極候而者如何可有之哉、

〔二九才〕

御湯漬貳度

御出棺御供

御配同断

但轟前堂迄御供致直ニ退散之積相心得申候、若又

居残之訳ニ候ハ、是以三度ニ可致候、

御先江被相越候分

御湯漬三度

御配同断

御葬送御供并翌朝迄居残候分

御湯漬四度

御配同断

右之通度数相極置、先達而宿坊并同勢場相廻

置候方手操も行届可申候哉、左候ハ、右之度数ニ命、印

鑑数渡置、同勢場ニ而ハ印鑑ニ引替相渡候得者、取レりも

〔二九ウ〕

父・上総国埴生・長柄・下総国香取四郡のうちをいてすべて六千石を知行す。八年十二月十四日老を告て務を辞するのころ、特旨をもつて執啓のこと、をよび宿直を免さる。安永元年七月二日致仕す。……寛政元年六月十三日死す。年九十七。(一の二八一・二)

水野豊後守〔寛〕忠友 享保十六年生。元文四年三月十八日浚明院殿の御伽となる。(時に九歳) 寛保二年十一月五日遺跡を継、三年十一月十五日御小性となりて西城に候す。延享四年十二月十九日従五位下豊後守に叙任す。

宝暦八年十月十五日御小性組の番頭に准せられ、諸事を執啓する事を見習ふ。十年四月朔日西城の御側となり、執啓の事をつとめ、五月十三日より本城に勤仕す。明和二年正月二十八日上総国夷隅・長柄両郡のうちをいて千石を加恩あり。五年十一月十五日若年寄にす、み、且奥のつとめをかね、国用出納の事をもあづかり聞べきむねおほせをかうふり、直月をゆるさる。この日五千石を加へられ、上総国の采地をあらためられ、三河国碧海のうち六千石を賜ひ、すべて一万三千石を領し、八月十八日出羽守にあらため、十月二十一日西城普請の事を沙汰せしにより、……七年五月朔日領地の御朱印をたまふ。安永……、二年二月四日淨円院御方(吉宗母巨勢氏)・至心院御方(家治母梅溪氏)位牌所の普請をうけたまはりしにより、……、三月十四日乗台院御方(家治女万寿姫送葬法会等の事をつとめしにより、……、八月八

宜可然哉ニ存候、夫共未年之通幾度も望次第相渡候方可然哉、御評義被成被仰聞候様致度及御相談候以上、

六月

下ケ札

御先并御葬送御供相動候分、御湯漬三度御配り三度之御賄、尤御先 御葬送御供之内ニも翌朝居残候分、御湯漬四度御配り同断、右之通御極候而可然候、其外御書面之趣ニ而可然存候、

石谷備後守

2

一 御葬送御當日夜中共御賄ニ被下候儀、別紙付札之通

御座候、但御代官々印鑑御渡可申候間、御徒目付・御小人目付取計、差配り候様可被仰渡候、

一 勤番之与力同心之儀者 御葬送御道筋ニ相障り

御賄所江難參可有之候付、前廣ニ御賄相廻置候様可致候、勤番人数書付可被遣候、

一 御法事中朝夕 御本丸御臺所菜数之通御料理

被下泊り致分江者御夜食被下候、尤家来も泊之分江ハ御夜食迄被下候、且御賄所ニ而番之間取之儀者

御代官方ニ而相定可申候之間、御本丸御臺所之者ニ准シ席々張紙之儀者其御方ニ而被仰付候様致度

存候以上、

〔三〇オ〕

日さきに災にかゝりし東叡山の御靈屋再建の事をつとめしにより、……、三年四月十五日延焼せし所々の御門普請の事をうけたまはりしにより、……、四年九月二十日松平右近將監武元にそふて日光山におもむき、御社參の道路を檢視す。……、五年四月日光山に詣たまふにより、……、供奉に列す。……、六年四月二十一日御側用人にうつり、従四位下に叙し、七千石を加へられ、信濃国の領地を転じて、駿河国駿東郡のうちをいて一万四千石をたまひ、十一月六日駿河国沼津にをいてあらたに城地を築くべきむねおほせをかうぶる。七年十一月二十八日仰をうけて、老中と等しく御宮御靈屋の御名代をつとむ。天明元年九月十八日老職に准ぜらる。其務はもとのごとし。この日五千石を加へられ、駿河・三河の領地を割て、駿河国駿東・富士・三河国幡豆・伊豆国君澤等の郡にをいて一万百石余をたまひ、二十七日財用の事をも掌るべきむねおほせをかうぶり、十一月十五日侍従にすゝむ。三年六月二十一日有徳院殿(吉宗)三十三回の法会を奉行せしにより、……、五年正月二十九日老職に補せられ、なを国用の出納を掌り、且奥の務をかね、五千石を加へられ、駿河国駿東・富士・三河国碧海・幡豆・伊豆国加茂・君沢・田方七郡のうちをいてすべて三万石を領し、沼津に住す。七年十二月四日種姫君(家治養女)、紀伊中将治宝卿に嫁せらるゝのとき、その事を沙汰せしにより、……、この日かつてより請むねあるにより、財用を掌

己酉

六月

御葬送御法事御用ニ付諸向々御受取候品人別

石谷備後守

員数等 極候分者格別、其外御入用之品ハ少々宛内請取ニ

被成、追々ニも御受取可被成候、去ル末年之格を以左衛門尉殿江
伺之上申達候以上、

六月

御出棺之夜、諸向江被下候御配り之訳被仰聞可被下候

以上、

六月

下ケ札

御配之儀御別紙ニ附札致進達致候、但去ル末年最初
輕者迄も湯漬相廻候積ニ候處、手廻シ不宜候付、飯を
蓮之葉ニ包相渡候、此度之義ハ御同意相同、強
飯ヲ蓮之葉ニ包相渡候様ニ御座候、

石谷備後守

御葬送之夜中 御湯漬被下候ニ付、左之趣承合候、

〔三〇ウ〕

〔三二オ〕

ることをゆるさる。八年三月二十八日老職を
ゆるされ、鷹間席となる。……六月二十一日
はじめて城地にゆくのをいとまをたまふ。寛政
八年十一月二十九日若君(家慶)に附屬せられ
て老職となり、西城に候す。九年五月二日西城
へ御移徙ありしとき、若君よりの御使をつとめ
しにより、……。 (六の五八・五九)

大久保ト玄「寛」性忠 紀伊家につかふ、淳信
院殿にしたがひたてまつり、二丸の御小性に列
し、のち兄忠寛が嗣となり、享保二年十一月二
十一日遺跡を継、九年十二月十五日下野国都賀
郡の内を以て千三百石をくはへられ、從五位
下伊勢守に叙任す。のち西城にしたがひたて
まつり、十年十一月二十八日西城の御側にすゝ
み諸事を執啓す。この日同国河内郡のうちに
を以て三千石を増あり、すべて五千石を知行
す。元文四年五月二十五日務をゆるされ菊間
の広縁に候す。この日としごろの勤勞を賞せ
られて……。玉曆九年八月五日致仕す。この
とき養老の康米千俵をたまふ。……。十三年
五月二十四日死す。年六十四。(二の七・八)
笹本朝負佐「寛」忠省 享保十二年七月二日め
されて淳信院殿(家重)に附屬せられ、康米五百
俵をたまひ、西城の御小性となる。(時に十六
歳) 十九年四月こふて笹木の家號に復し、十
二月十八日從五位下に叙し、朝負佐と稱す。元
文四年五月二十七日務をゆるされ、寄合に列
し、寛保三年十一月二十六日中奥の御小性とな
り、延享三年九月七日御留守居番にうつる。宝

増上寺御賄所

但宿坊無之分不殘御賄所ニ而御湯漬可被下与存候、

宿坊有之面々候者不殘家来之分共ニ銘々宿坊江

可被遣儀与存候、左候ハ、人数之義書付可致進遣候、

御供致候面々宿坊無之分ハ何と人申儀可申遣候、是又

御賄所ニ而可被下与存候、尤出役之御徒目付、御小人目付

為取計候心得ニ而罷在候、

同勢之儀ハ御先御供方者同勢場ニ而可被下儀被存候、

是又出役之御徒目付・御小人目付為取計候積り相

心得罷在候、

但侍以下之者江運飯被下置候儀与存候、

方丈部屋割有之面々ハ方丈江相廻候儀与相心得

罷有候、

右之通相心得罷在候、思召も有之候ハ、御付札ニ而可被

仰聞候以上、

六月

大田三郎兵衛
曲淵勝次郎
松平庄九郎

下ケ札

× 御書面之通候、

同

□ 御書面之通候人数書付可被遣候、

同

● 御書面之通候人数書付可被遣候、

【三一ウ】

曆十二年十二月十五日御先弓の頭に転じ、明和元年九月七日より盜賊追捕の役をつとめ、二年五月二十四日赦さる。十一月八日西城の御留守居となり、安永六年七月二十六日御旗奉行にうつる。天明元年正月十七日死す。年七十。(二〇〇の三二六)

一三ウ

徳力藤八郎「寛」良弼 享保八年二月九日はじめて有徳院殿(吉宗)にまみえたてまつり、十五年六月六日家を継十九年四月二十七日評定所勤役儒者となり、元文二年七月十八日浚明院殿(家治)御生誕のとき賀章をたてまつりしにより……、是よりのち大札の慶賀(こと)に例となる。宝暦七年五月二十一日奥儒者にうつり、九月十九日政要策を献ず。十年四月朔日より二丸に候し、十一年惇信院殿(家重)薨御により八月四日務をゆるさる。十二年三月四日御書奉行となり、安永五年四月浚明院殿日光山に詣たまふるとき供奉し、六年二月十二日老を告て務を辞す。……三月八日死す。年七十二。(一九の三八九)

倉地仁左衛門「寛」忠貞 御広敷の伊賀をつとめ、のち西城御庭役となり、延享二年十二月十一日班を進められて御休息御庭の者支配となり、林奉行の次席に列す。宝暦十年四月朔日より二丸に勤仕し、十一年惇信院殿(家重)薨御により、八月三日本城のつとめとなり、明和二年三月二十二日死す。年六十。……。(二〇の二四)

同

同勢場二罷在候分ハ侍以上以下無差別蓮包強飯可被下候、誰同勢何人々迄申義、場所何方々申儀、書付可被遣候、

〔三二〇〕

同

御書面之通ニ候方丈部屋割之面々人数書付可被遣候、

己六月

石谷備後守

石谷備後守

御葬送御當日御先御供江被下候御湯漬廻シ所并人数之儀御聞合申候、

一 御老中方・御側御用人・若年寄衆・御側衆・御宿坊ノ

義相定候儀ニ候哉、又者方丈内部屋取等ニ而も有之、

御湯漬廻シ方之儀、内供之分も右ニ准シ何方之江

相廻シ可申哉、外供之分ハ、御先并御供夫々

同勢場江相廻させ候様可致候、

一 大御所様附御先御供之御小性・御小納戸并奥坊主

六尺等迄之御湯漬相廻シ、且内借之分何分江相

廻させ可申哉、上下人数凡ニ而も承度候、

一 諸御役人御番衆等も方丈内ニ部屋取有之、其場所江

御湯漬差遣可申哉、又者御賄所池徳院席々ニ而

支度被致候積リニ候哉、左候ハ、向々江御通達被成、右手當

之儀可被仰聞候、勿論上下人数之儀凡積ニも承度候、

〔三二一〕

△

内藤飛騨守〔寛〕忠豫 宝曆三年三月十九日は

じめて惇信院殿(家重)に拜謁す。六月二十五

日御小納戸となり、十月五日御小性に転じ、十

二月十八日従五位下飛騨守に叙任す。四年八

月十八日御小納戸に復し、六年閏十一月十九日

御小性にうつる。十年五月九日家を繼十三日

より西城に勤仕し、十一年惇信院殿(家重)薨御

により、八月四日御小納戸となり、十二年十一

月朔日西城の御小性に転じ、十三年六月朔日御

使番にうつり、十二月十一日務を辞し、天明三

年十一月十四日致仕す。(時に五十五歳) (一

三の三三三)

内藤休夢〔寛〕忠英 享保元年八月九日はじめ

て有徳院殿(吉宗)にまみえたてまつる。(時に

十四歳) 二年四月二日遺跡を繼、寄合となり、

延享二年閏十一月十六日御小性に列し、四年

十一月七日御小納戸に転じ、十二月十九日布衣

を着することをゆるさる。宝暦五年六月二日

務を辞し、十年五月九日致仕す。このとき隠栖

の料廩米三百俵をたまふ。安永六年七月二十

七日死す。年七十五。……。(二三の三三三)

一四才

巨勢日向守〔寛〕至忠 延享二年八月十一日は

じめて有徳院殿(吉宗)に拜謁し、宝暦元年十二

月五日家を繼、寄合に列す。三年六月十三日定

火消となり、十一月十八日布衣を着することを

ゆるさる。九年四月十九日西城御小性組の番

頭に転じ、十一月七日従五位下日向守に叙任

且御賄所席々ニ而支度致候分、何御役・何御番・御目見
其外輕キ者共何人与申義、御配り為支度少も早ク
承度存候、
右之通可被仰聞候以上、

(己)

六月

6

一 御法事始り候朝々ハ御賄所池徳院席々ニ而朝夕

御料理被下、泊り候分ハ夜食共被下候間、席々ニ而

支度有之候様、御進達被成候様致度存候以上、

下ケ札

石谷備後守

〔三三才〕

□	御老中方・御側御用人・若年寄衆・御側衆 方丈内ニ 部屋取有之候内供之分、方丈内ニ差置申候、
○	御小性・御納戸并奥坊主・六尺、方丈内ニ部屋取 有之候内供之分、方丈内ニ差置申候人数之義ハ 別紙ニ而御達シ可申候、
△	布衣以上并中奥御番・方丈番・御番衆・御作事方 役人・御徒目付・御小人目付、方丈内ニ部屋取有之候、 其外ハ御賄所江籠越候積り、人数之義ハ別紙ニ而 御達可申候向々江通達之義致承知候、

月十五日御書院の番頭にうつり、明和三年五
月十日御側にすゝみ、安永……七年十二月
十六日病にかゝり職を辞すといへどもゆるさ
れず……十九日死す。年五十二。(二〇の三
五三)

一六ウ

太田權之右衛門 〔寛〕快繁 宝曆六年四月二十
七日家を継、十月六日御小性組の番士となり、
七年十二月五日御小納戸にすゝみ、十八日布
衣を着する事をゆるさる。十年三月二十一日
務を辞し、寄合となり、天明三年十一月十四日
致仕し、寛政三年七月二十二日死す。年六十。
(一九の一五三)

川口能登守 〔寛〕恒壽 源三郎・采女・攝津守
能登守 宝永元年八月二十九日遺跡を繼、寄
合に列す。(時に三歳)享保五年九月十九日は
じめて有徳院殿(吉宗)に拝謁し、八年十二月十
五日中奥の御小性に列し、十五年十二月十八
日從五位下摂津守に叙任す。延享三年五月二
十八日御持弓の頭に転じ、宝暦元年正月十一
日新番の頭にすゝむ。五年八月二十八日小普
請組の支配にうつり、明和五年十一月十六日
務を辞し、六年七月四日死す。年六十八。
……。(九の三八五)

戸田弥十郎 〔寛〕忠汎 享保八年十月十五日は
じめて有徳院殿(吉宗)に拝謁す。(時に十六
歳)二十年九月十九日御小性組に列し、元文
三年十二月二十七日遺跡を継。延享二年十月
十五日御使番にすゝみ、十一月十八日布衣を

御出棺御當日

御棺昇之者於増上寺相渡候蓮包渡方之儀、

御賄所ニ而被下候而ハ混雜も可致ニ付、何方ニ而も

御棺昇之者溜居候場所御極メ其場所江蓮包

廻シ置候様致、可然存候間、場所御極メ可被仰聞候、

己^{三三ウ} 六月

石谷備後守

〔三三ウ〕

下ケ札

地中花岳院ニ而御配り相渡候積り御申渡置

可被成候、

昨日御附札被成被遣御達書付御付札御書面之内

布衣以上与有之候者何々御役名ニ御座候哉、

方丈番御番衆与御座候者何々御役名御座候哉、

御作事方役人与有之候者下奉行被下詰居候

者之儀ニ御座候哉、且御作事奉行方丈ニ部屋

取者無御座候哉、

御作事方々写取候方丈部屋取絵圖面之内

諸役人与有之候者何々之御役人之儀ニ

御勘定方

◇

〔三四オ〕

一七ウ

着する事をゆるさる。三年出羽国山形城を松
平和泉守乗佑にたまふにより、四月十八日彼地
におもむき、城引渡の役をつとむ。……宝暦
五年二月十一日先に叡山諸堂修造のとき、御目
付にかはりて彼地に赴きしにより、……、八月
十五日御先鎮炮の頭にすゝみ、十月十七日より
盜賊追捕の役を勤め、六年七月六日ゆるさる。
七年三月二十一日小普請組の支配に転じ、十一
年五月十二日死す。年五十五。(四の三四七)

鵜殿十郎左衛門「寛」長達 正徳五年十二月二

十六日遺跡を継。(時に七歳) 享保十六年三

月五日御書院番となり、寛保元年六月八日よ

り進物の事をうけたまはる。寛延二年正月十

一日御使番にすゝみ、この年上野国安中城を

板倉佐渡守勝清にたまふにより、……、城引渡

しの役をつとむ。十二月十八日布衣を着する

事をゆるさる。宝暦三年三月朔日御目付にう

つり、六年閏十一月二十五日先に久能御宮修

造の事をうけたまはりしにより、……、七年

正月十五日おほせをうけたまはりて長崎に赴

き、十二年二月十五日大坂の町奉行に転じ、同

四月朔日従五位下出雲守に叙任し、明和五年

三月十六日職を辞し寄合となり、八年三月二

十六日致仕す。六月二日死す。年六十三。(一

二の一七七)

新見又四郎「寛」正榮 享保十九年六月二日遺

跡を継、十二月十一日はじめて有徳院殿(宮忝)

に拝謁し、元文四年六月七日御書院の番士とな

右同断絵圖面之内

御座候哉、

一之間・二之間・三之間・四之間と名目有之候

場所之義、御作事下奉行江相尋候処、御徒目付

方江對談之上出来、御料理出候場所ニ相成

候由申聞候、御老中方・御側御用人・若年寄衆

其外御部屋取有之候分候者、御湯濱右御部

屋候相廻候積り、且部屋取無之分ハ御賄所ニ而

差出之由申候積りニ御座候、右御料理出候場所

御作事方江御對談之訳承度存候、

右之趣御付札被成被遣可被下候以上、

己巳

七月

〔三四ウ〕

〔下ケ札〕

△ 高家・寺社奉行・両御番頭・御目付・御勘定奉行・御作事奉行

中奥御小性・百人組之頭・御持御先手・御目付・両御番組頭・

御徒・小十人頭

○

両御番老組宛

□

書面之通ニ御座候、御作事奉行方丈ニ部屋取有之候、

同

る。寛保元年六月八日より進物の事を役す。

寛延二年四月二十八日松平勝五郎仲穆いとけ

なきにより、……、因幡国鳥取におもむき国政

を監す。宝曆四年正月二十九日御目付に代り

て、美濃・伊勢・尾張三國におもむき川々の普

請を巡視し、五年……、八月二十八日御徒の頭

に転じ、十二月十八日布衣を着する事をゆるさ

る。七年七月十八日御目付にうつり、九年十

二月二十日さきに日光山諸堂社修造あるのと

き、かの地におもむきこれを檢せしにより、

……、十一年九月七日小普請奉行となり、十二

月十八日従五位下加賀守に叙任す。明和二年

正月二十六日長崎奉行に転じ、安永三年十一月

二十六日御作事奉行にうつる。四年……、十

一月四日御勘定奉行にすむ。五年九月二十

七日死す。年五十九。(三三三七)

二〇才

児嶋孫七郎 〔寛正親 享保五年五月二十三

日家を継、八年三月二十五日大番となり、寛保元

年六月二十七日御勘定の見分役と列し、二年正

月十六日装束檢視のことをうけたまはりて日

光山におもむき三年二月二日日光山御官修理

の時もまたかの地にいたりてこれを檢し、閏四

月十五日御勘定の吟味役に転じ、十二月二十

日布衣を着する事をゆるさる。延享二年閏十

二月十三日国用のことに精いるを賞せられ、

……、宝曆二年……、三年六月十一日、御留守

居番にうつり、明和元年……、五年七月二十日

◇ 書面之部屋取者無之候、

同

面々部屋取与申候而ハ無之、都而装束所迄ニ而、中々其場所ニ而御湯漬等被下候程之事ニハ無之ニ付、支度所間取致候、併可也ニも部屋々江相廻候而御間ニ合可申哉、

御勘定方

御葬送之節而御番押之衆中宿旅有之間敷付、

御賄所池徳院江被相越支度御座候様御達御座候哉、△

承度存候、

己_三

七月

下ケ札

△ 池徳院被相越候積リニ御座候、

〔三五才〕

御先江罷出、翌朝迄罷在、御湯漬四度御配り四度被下候分

寺社奉行者

式人

家来三百五人

御書院番頭

老人

同 三拾三人

御小性組番頭

老人

間部若狭守 〔寛〕詮方 宝永六年生る。享保九年八月詮言さきに男ありといへども、早世する

により、養子となりて其女を室とす。十月十一日遺領を継(時に十六歳) 十五日はじめて

有徳院殿(吉宗)にまみえたてまつり、十二月十八日從五位下若狭守に叙任し、十四年三月十五

日はじめていとまたまはりて封地におもむく。寛保三年四月十三日關東川々の普請をつとめ

しにより、……宝曆十一年十二月六日致仕し、天明二年六月二十三日丹後守にあらたむ。

五年八月二十日卒す。年七十七。(二)の六五

青山大蔵少輔 〔寛〕幸道 享保十年宮津に生る。元文二年九月十八日はじめて有徳院殿(吉宗)

にまみえたてまつる。(時に十二歳) 二十七日渡明院殿はじめて山王社にまうでたまふの

とき、騎馬にて供奉し、延享元年五月二十九日、幸道庶子たるがゆへに嗣たらずといへども、嫡

男幸篤多病にして嫡を廃せらるゝにより、嫡子となる。十月晦日遺領を継、十二月十六日從五

位下大膳亮に叙任し、三年六月十五日はじめて封地にゆくのをいとまをたまふ。宝暦八年十二

月二十七日封地を美濃、越前両国のうちにつされ、美濃国郡上城をたまふ。十年六月三日

大蔵少輔にあらため、十三年十二月大和守にあらたむ。安永二年……〔飛騨国一揆鎮圧〕四年

十二月十一日致仕し、八年十月晦日卒す。年五十五。(二)の九六

永井伊賀守 〔寛〕直陳 元禄十一年生る。はじめて父直敬が遺領のうち千五百石をわかつたま

- 一 御勘定奉行 同 三拾七人
- 一 御作事奉行 壹人 同 四拾五人
- 一 百人組之頭 貳人 同 三拾五人
- 一 御持頭 貳人 頭并組家来共 貳百五拾五人
- 一 御先手 同断家来共 百十四人
- 一 御徒頭 七人 同断家来共 四百五十七人
- 一 御書院組頭 七人 家来 百一十人
- 一 御小性組与頭 壹人 同 十七人
- 一 御目付 三人 同 十八人
- 一 奥御右筆 三人 同 六十人

〔三五〕

はり、寄合に列す。正徳四年兄尚平が嗣となり、十月二十一日その遺領を継、二十八日はじめて有章院殿(家継)にまみえたてまつり、……十二月十八日從五位下伊豆守に叙任す。享保四年二月十五日はじめて領地にゆくのいとまを賜ひ、十二年所領のうらを割て河内国下馬伏村にうつさる。十三年……十五年八月伊賀守にあらたむ。元文四年九月朔日奏者番となり、宝暦六年五月二十一日城地を美濃国加納にうつさる。九年七月六日務を辞す。十二年八月七日致仕し、十一月二十六日卒す。年六十五。(一〇の二七八)

板倉内膳正 「寛」勝承 享保二十年生る。寛保三年九月二十日遺領を継。(時に九歳) 寛延三年六月朔日はじめて淳信院殿(家重)にまみえたてまつり、十二月十八日從五位下内膳正に叙任す。宝暦四年六月十二日はじめて城地にゆくのいとまをたまふ。明和二年三月二十六日福嶋にをいて卒す。年三十一。(二の一五三)

土井伊予守 「寛」利信 享保八年生る。十九年六月十五日遺領を継。(時に十二歳) 元文四年二月十五日はじめて有徳院殿(吉宗)に拜謁し、五年十二月二十一日從五位下伊豫守に叙任す。寛保三年六月十八日はじめて城地に行のいとまをたまはる。延享四年二月十一日西尾をあらためて、三河國碧海郡刈屋に移さる。宝暦元年九月十三日伯父三浦肥後權次、をよび其男織部員數糺明せらるゝのあひだめしあづけ

一	表御右筆	同 十式人
一	御賄頭	三人 十八人
一	御臺所頭	老人 同 七人
一	御大工頭	老人 同 六人
一	御疊奉行	老人 同 四人
一	御作事下奉行	三人 同 拾貳人
一	御小性組御番衆	貳拾四人 同貳百六十四人
一	御書院御番衆	貳拾老人 同貳百三十一人
一	漆奉行	貳人 同 八人
一	御勘定奉行	老人 同 七人
一	御代官	貳人 同拾四人
一	御勘定	七人

〔三六六〕

〔三六七〕

らる。……明和元年五月二日大隅守にあらたむ。……四年八月十八日致仕し、八年二月二十四日卒す。年四十九。(五の二五六)

増上對馬守 「寛」増山正賢 享保十一年生る。延享元年三月十一日正武が養子となり、三年九月朔日はじめて惇信院殿(家重)に拜謁し、十二月十八日從五位下對馬守に叙任す。四年八月五日遺領を継、寛延元年六月十三日はじめて城地にゆくのをいとまをたまふ。……明和二年十月二十八日奏者番となり、安永五年正月二十九日務を辞し、四月五日卒す。年五十一。(二の三三二)

三浦志摩守 「寛」明次 享保十一年生る。十七年二月二十八日兄義理が嗣となり、元文三年四月朔日はじめて有徳院殿(全吉)にまみえたてまつる。(時に十三歳) 五年十二月二十一日從五位下備後守に叙任し、二十八日玄蕃頭にあらたむ。宝曆六年八月二十四日遺跡を継、二十八日志摩守にあらたむ。七年六月十二日はじめて城地にゆくのをいとまをたまふ。明和元年六月二十一日西尾をあらためた美作国勝山にうつされ、彼地に新城を築くべきむね仰をかうぶる、黄金四千両をたまふ。安永元年九月二十四日致仕し、二十八日兵庫頭にあらたむ。寛政九年十二月五日卒す。年七十二。(九の四二)

松平備前守 「寛」大河内正温 享保十年三河國吉田に生る。寛延元年十一月十六日正貞が養子となりて其女を室とす。十二月十二日はじ

一	支配勘定	同式拾八人
一	漆奉行手代	三人 同 拾二人
一	御徒目付組頭	八人 同 八人
一	御徒目付	老人 同 六人
一	御作事方并支配共	九人 同式拾七人
一	御賄方	三拾九人 同三拾四人
一	御臺所方	三拾四人 同 七人
一	表坊主組頭并坊主	拾八人 同 八人
一	西丸 奥坊主	八人 同十疋人
一	御中間	拾七人 同拾七人
一	御小人	三百人
一	黒鍬	五拾七人
一	百人組 与力 同心	百七人

〔三七才〕

めて惇信院殿(家重)にまみえたてまつり、二十一日從五位下信濃守に叙任す。二年三月二十四日遺領を継ぎ、二十七日備前守にあらたむ。八月十五日はじめて城地にゆくの暇をたまふ。宝曆十三年三月二十一日三河国幡豆郡のうちふの領地を割て、同国加茂郡のうちにつつまる。明和四年九月二十五日致仕し、彈正忠にあらたむ。天明二年十一月二日卒す。年五十八。……(四の三九八)

阿部因幡守 「寛」正興 享保十八年生る。延享三年正月二十六日正領が養子となり、其女を室とす。寛延二年十一月十五日はじめて惇信院殿(家重)に拝謁し、十二月十八日從五位下山城守に叙任す。宝曆元年十二月二十七日遺領を継ぎ、二年二月十五日はじめて城地にゆくのいとまを賜ふ。七年正月十六日因幡守にあらたむ。明和元年三月十一日卒す。年三十二。(一〇の三五七)

森川紀伊守 「寛」俊孝 寛保三年生る。宝曆七年十一月十五日はじめて惇信院殿(家重)にまみえたてまつる。(時に十五歳) 十一月十八日從五位下紀伊守に叙任す。明和元年四月六日封を襲ぎ、二年九月朔日はじめて封地に行の暇をたまふ。安永元年六月十一日大番の頭となり、天明八年三月二十二日奏者番に転じ、六月二十八日卒す。年四十六。(七の九六)

松平豊前守 「寛」久松勝尹 正徳三年生る。享保六年十月十五日はじめて有徳院殿(吉宗)に拝謁す。(時に九歳) 後父勝久が遺跡を継ぎ、十

此家来人数之義頭家来与
一所三認メ置

御持 与力
同心

六拾人
右同断

御先手

百八拾式人
右同断

御徒押

四人
家来四人

御徒組頭
御徒

百五拾人
同百六十人

表六尺

六人

御小人押

八人

御小人目付

拾八人

奥六尺

拾式人

数寄屋坊主

式人
同式人

路地之者

老人

奥坊主

七人
同七人

御葬送御供相勤、御湯漬三度御配り三度

〔三七七〕

四年十一月二十三日勝房が養子となり、十二月朔日まみえたてまつる。元文元年四月六日封を襲、十二月十六日從五位下玄蕃頭に叙任す。延享元年十一月六日大藏少輔にあらたむ。二年二月九日大番の頭となる。四年五月二日職を辞す。寛延二年三月朔日はじめて領知にゆくのとまをたまふ。宝暦元年二月五日豊前守にあらたむ。明和五年三月二十六日卒す。年五十六。(一の二八七)

米倉丹後守 〔寛〕昌晴 享保十三年生る。寛延二年三月九日里矩卒し、嗣なきによりその遺領を相続す。五月十五日はじめて淳信院殿(家重)に拝謁し、八月十五日封地にゆくのとまをたまふ。十二月十八日從五位下丹後守に叙任す。明和元年八月八日大番の頭となり、安永五年正月二十九日賽者番に転じ、……。六年四月二十一日若年寄にすゝみ、……、天明四年……。五月十日より西城のつとめとなり、……。五年……。十二月九日やまひにより職を辞すといへどもゆるされず、……。十八日なを職を辞せむ事をこふ。……。二十日卒す。年五十八。(三の二九〇)

京極備後守 〔寛〕高長 元禄八年陸奥国棚倉に生る。正徳四年九月十二日高之が養子となり、その女を室とす。十五日はじめて有章院殿(家繼)にまみえたてまつる。享保八年四月二日遺領を継、十二月十八日從五位下備後守に叙任す。十一年三月十八日はじめて領地に行の暇をたまふ。明和元年二月十日居邸火を失せし

被下候分

一 高家

貳人
家来八拾八人

〔三八〇〕

一 田安家老

壹人
同三十五人

一 一ツ橋家老

壹人
同三十四人

一 清水御守

老
同三十五人

一 大目付

老
同四十七人

御臺様

一 御用人

老
同式十三人

一 御目付

老
同十八人

一 中奥御小性

五人
同式百三十人

〔三八〇〕

一 小十人頭

老
同十七人

一 御小性

五拾七人
同九百七拾三人

浄岸院様

一 御用人

老

により出仕をとどめられ、十七日ゆるさる。二年八月八日致仕し、十二月十八日主膳正にあらたむ。六年四月三日卒す。年七十五。(七の一八六)

米津越中守 [寛]政崇 享保九年生る。元文二年十一月十五日はじめて有徳院殿(吉宗)にまみえたてまつる。(時に十四歳)四年九月二十七日遺領を継、十二月十六日従五位下相模守に叙任す。この年河内国の封地を旧領上総・下総・常陸三国のうちにつさる。延享二年八月十五日はじめて領地に行の暇をたまふ。十一月十六日伯耆守にあらたむ。三年十一月三日越中守にあらたむ。四年三月朔日大番の頭となり、寛延二年八月十五日大坂の定番に転じ、明和四年十月十一日致仕し、天明四年五月二十一日卒す。年六十一。(二八の二二一)

柳生備前守 [寛]俊豪 享保四年生る。十八年十二月二十二日俊平が養子となる。十九年三月十三日初めて有徳院殿(吉宗)に見え奉る。(時に十六歳) 寛保二年十一月十六日封を襲、十二月十八日従五位下但馬守に叙任し、後備前守に改む。宝暦元年……十二月十二日居邸より出火せしにより、出仕をとどめられ二十日許さる。……十三年八月二十九日卒す。年四十五。(一七の二九九)

永井信濃守 [寛]直国 享保八年生る。元文二年八月二十七日遺領を継。(時に十五歳) 三年十月朔日はじめて有徳院殿(吉宗)にまみえ

一	御馬方	式人 同八人
一	御徒頭	老人 同拾七人
一	御腰物方	式人 同拾貳人
一	小十人組頭	式人 同拾貳人
一	小十人	式拾貳人 同百十人
一	御同明頭 <small>（副）</small>	老人 同拾人
一	中奥御番	四人 同六十人
一	御馬方之者	拾四人 同貳人
一	御徒目付	□拾老人 同六十三人
一	御徒押	六人 同六人
一	御小人目付	式拾老人
一	御中間頭	老人

〔二九〇〕

たてまつり、寛保元年十二月十九日従五位下
信濃守に叙任す。明和二年二月四日卒す。年
四十三。(一の二七五)

二一才

柳生采女 「寛」俊規 享保十五年松前に生る。

宝曆三年七月二十九日俊峯が養子となりてそ
の女を室とし、九月十五日はじめて惇信院殿
（家重）に拝謁す。十三年十月二十二日遺領を
継、山城・大和兩國の内をいて一万石を領
し、柳生に住す。十二月九日従五位下采女正
に叙任し、明和元年五月二十三日但馬守にあ
らため、二年十二月二十三日能登守に改む。
八年七月六日但馬守に復す。……天明八年
二月三日劍術の御相手に候すべきむね仰を蒙
り、……。 (一七の二九九)

大岡忠右衛門 「寛」忠豫 延享二年生る。宝曆

四年三月十五日はじめて惇信院殿（家重）にま
みえたてまつる。(時に十歳) 明和二年三月
晦日病によりて嫡を辞し、七年正月十二日死
す。年三十四。(一六の三〇八)

松平伊勢守 「寛」康郷 はじめ千石の采地を賜

ひ寄合に列し、のち兄康顯が嗣となり、正徳三
年三月二十四日遺跡を継、四月朔日有章院殿
（家継）にまみえたてまつり、享保元年十二月十
九日中奥の御小性となり、三年十二月十八日従
五位下伊勢守に叙任す。九年閏四月七日御小
性組の番頭にすゝみ、十年……五月二十八日
御書院の番頭にうつり、十五年正月十一日大番
の頭に転じ、六月六日職を辞す。元文四年九月

一	御小人頭	老人 同式人
一	御腰物方同心	式人
一	御小人押	拾式人
一	御徒組頭并 御徒共	式拾五人 同式十七人
一	御留守居番	老人 同十六人
田安		
	徒目付	老人
一	小人目付	老人
一	使之者	四人
	新組	五人
一	一ツ桶	老人
	徒目付	三人
一	小人目付	三人
	使之者	四人
	中間	三人

〔三九ウ〕

〔四〇オ〕

六日駿府の城代となる。宝暦元年三月二十五日西城の御側にうつる。……二年十二月二十五日諸事を執啓することをつとむ。十年五月十三日渡明院殿本城にうつらせたまふ時したがひたてまつり、政事を執啓することもとのごとし。……明和二年正月二十八日千石を加増あり、信濃国の采地をあらため武蔵国秩父・上総国埴生・長柄・下総国香取四郡のうちをいすべて六千石を知行す。八年十二月十四日老を告て務を辞するのとこつ、特旨をもつて執啓のこと、をよび宿直を免さる。安永元年七月二日致仕す。……養老の料として廩米五百俵をたまひ、……。寛政元年六月十三日死す。年九十七。(一の二八一・二) 稲垣周防守 〔寛〕定計 享保十三年生る。元文五年定孝が終にのぞみて養子となり、六月二十一日遺領を繼。(時に十三歳) 延享元年十一月十五日はじめて有徳院殿(吉宗)にまみえたてまつり。二年十月十八日従五位下若狭守に叙任す。寛延二年四月七日周防守にあらたむ。宝暦八年十一月十五日大番の頭となり、十二年十二月二十七日長門守にあらたむ。天明元年十月十二日大坂の定番にうつり、寛政三年十月十三日務を辞し、四年十一月二十日致仕す。(六の三九八)

戸田弥十郎 前掲一六ウ
休意 〔寛〕浅井長英 父長森めされて程なく死するにより、遺跡の御沙汰におよばれず。正徳二年十二月二十日長英あらたにめされて月

清水

一 徒目付

一 小人目付

一 使之者

一 新組

御出棺御供之面々御湯漬式度

御配り式度被下候分

一 御書院番頭

一 御小性組番頭

一 御目付

一 小十人頭

一 御書院組頭

一 御小性組与頭

一 中奥御小性

老人

式人

四人

五人

老人
家来

三十五人

老人

同三十四人

式人

同三拾六人

式人

同三拾二人

老人

同拾七人

老人

同拾七人

六人

同百八拾八人

〔四〇ウ〕

俸十五口を賜ひ、小普請となる。三年五月二十九日番医に列し、宝曆十年十二月十八日老を告て番を辞す。……十一年八月二十七日致仕し、明和元年九月四日死す。年七十六。(二二の二五)

『寛政重修諸家譜』は「休益」とする。

浅井休伯（寛長年 元文五年七月十九日はじめて有徳院殿（吉宗）にまみえてまつり、宝曆十一年八月二十七日家を継、九月八日業を本科にあらため、十月十五日療治精いるゝにより、寄合に列し、明和六年四月二十五日典医となり、十二月十八日法眼に叙し、安永三年六月五日死す。年六十二。(二二の二五)

二五才

台徳院様 二代將軍徳川秀忠。

寛永九（一六三二）年正月廿四日逝去。

清橋院様 六代將軍徳川家宣父徳川綱重。

延宝六（一六七八）年九月廿四日逝去。

文照院様 六代將軍徳川家宣。

正徳二（一七二二）年十一月八日逝去。

二五ウ

崇源院様 二代將軍徳川秀忠御台所、浅井備前守長政女。寛永三（一六二六）年九月十五日逝去。

天英院様 六代將軍徳川家宣夫人、近衛摂政太政大臣基熙女。寛保元（一七四一）年二月廿八日逝去。

有章院様 七代將軍徳川家継。

正徳六（一七一六）年四月晦日逝去。

資 料

- 一 同御番 四人 同六拾人
- 一 御小性組御番衆 式拾九人 同百四十五人
- 一 御書院御番衆 式拾五人 同百貳十五人
- 一 両御番押 四人 同四十四人
- 一 御賄奉行 老一人 同拾人
- 一 小十人組頭 四拾九人 同貳百四十九人
- 一 小十人 同貳百四十九人
- 一 御具足奉行 老一人 組之家来共拾人
- 一 御目明 式三人 同八人
- 一 御貝太鼓役 式一人 同四人
- 一 西丸 御徒目付 三人 同九人
- 一 御徒押 六人 同六人

〔四一才〕

- 安國殿 初代將軍徳川家康。法号は安國院殿 徳蓮社崇善道和大居士であつたが、後に勅により院字を除き安國殿と称する(幕府祚胤伝)、『徳川諸家系譜』(所収)
- 桂昌院様 五代將軍徳川綱吉生母、本庄氏。宝永二(七〇五)年六月廿二日逝去。
- 月光院様 七代將軍徳川家継生母、勝田氏。宝曆二(七五二)年九月十九日逝去。
- 淨徳院様 五代將軍綱吉世子徳松。天和三年閏五月廿八日逝去。
- 瑞喜院様 五代將軍綱吉側室、徳松生母。元文三(七三六)年六月九日逝去。
- 明信院様 五代將軍綱吉長女鶴姫、紀伊家徳川綱教正室。寶永元(七〇四)年四月十二日逝去。
- 靈仙院様 三代將軍家光女千代姫、尾張家徳川光友正室。元禄十一(二六九)年十二月十日逝去。
- 二九才
- 細見庄五郎 未詳
- 八木岡政七 未詳
- 石谷備後守 前掲二才
- 三七才
- 西丸 十代將軍徳川家治世子徳川家基
- 三八才
- 御臺様 閑院一品彈正尹直仁親王女。
- 三九才
- 淨岸院様 徳川綱吉養女竹姫、実清閑寺大納言 熙定女、島津継豊夫人。

一 御中間 八拾五人

一 御駕籠頭 老人 同老人

一 奥坊主 三人 同三人

一 御駕籠之者 拾人

一 御小人押 拾式人

一 御具足同心組頭 貳人
此家来之儀御具足奉行
家来与一所二認又置

一 御小人目付 三人

外二

御棺舁 四百人

御棺臺持 拾五人

〔白紙〕

〔白紙〕

〔白紙〕

御紙

〔四三才〕

〔四三才〕

〔四二才〕

〔四二才〕

解題

本書は、青山文庫所蔵の『祠部職掌類聚』の一本である。体裁は、他本と異なることなく、薄茶色の表紙が前後に付され、右端を四目綴している。表題は、題簽および内表紙に示された「御法事御書付留」である。

構成は、「御法事／御書付留」の扉（内表紙）を含め二七丁および「御出棺御葬送之節／御湯漬并御配り被下候書付」の扉を含む一五丁に末尾白紙一丁からなり、墨付四二丁・白紙一丁から成る。

第一丁にあたる扉の右肩に「篠山文庫」の朱印を捺す以外は朱筆は見られない。全文同筆で記されている。

本書の表題は、「御法事御書付留」とあるのみで、誰を対象とする法事なのかは明示されていない。冒頭の六月十三日付記事に見える人名で、明瞭になる。該当するのは、『徳川実紀』第十篇の浚明院殿御実紀宝暦十一（二七六）年六月十二日・十三日条以下である。

六月十二日条

大御所この暁丑の下刻遂に大漸に及ばせ給ふ旨を、井上河内守正經して群臣に仰下され、かつ今日より嘗作、音楽を停廃するの令くだる。

また此度は増上寺に送り奉り、御神主は直に 文昭院殿 靈廟に合置し給ふべきよし令し下され、酒井左衛門尉忠寄 大葬の惣督を奉はり、少老小出信濃守英持大葬及び遺留の

事を奉はる太田撰津守資俊、毛利讃岐守政苗して増上寺に使せられて此事告らる。大僧正定月本城にのぼりてかしまり申す。

今夜よりは青山下野守忠高等をして、西城大手門を昼夜警衛せしむ。

六月十三日条

寺社奉行太田撰津守資俊、毛利讃岐守政苗、大目付筒井大和守忠雄、勘定奉行石谷備後守清昌、作事奉行安藤弾正少弼惟要、目付大田三郎兵衛正房、曲淵勝次郎景漸、松平庄九郎忠郷大葬の事を奉はる。

また第六丁に見える「御香奠献上之覚」に対応する記事は、次の通りである。

七月廿七日条

満百齋忌に擬して、結願執行ふ。（中略）
 けふ三家をはじめ香奠を献ず。六十万石以上銀三十枚、二十五万石以上二十枚、十五万石以上十枚、十万石以上五枚、五万石以上三枚、一万石以上二枚、三十万石以上致仕又は其子三枚、十万石以上の家子また致仕は二枚、一万石以下奉るべきほどのものはみな一枚。兼て令し置れし如し。

さらに、後半に綴られた「御出棺御出葬之節」に対応する記事は、次の通りである。

七月十日条

けふは御発引なりとて、朝とくより二丸に成らせたまひ、御柩前に御進拜ありて直に本城に帰らせらる。

酒井左衛門尉忠寄、松平右京大夫輝高、少老松平摂津守忠恒、酒井石見守忠休、御側并寺社奉行毛利讃岐守政苗、大目付筒井大和守忠雄、勘定奉行石谷備後守清昌、作事奉行安藤弾正少弼惟要、其外小姓、小納戸、目付、朝より増上寺に行向ひぬ。

未の刻常の御座所より 靈柩を發引し奉り、平川門口の外にて拝迎にまかりし僧等修法し、「田安」右衛門督宗武卿、「二橋」刑部卿宗尹卿及び近侍儒医等こゝにて拝送せり。(途中の警衛担当については後掲)

さて發引の鹵簿には、高燈四、御馬一疋、杓匣、高燈二、挾箱四、提燈二、台笠一、日傘一、提燈一、雨傘一、床几一、提燈二、曲录一。徒士二隊左右にわかれてたつ。御甲冑一具、提燈二。左右に徒目付各一人。具足奉行一人。小人四人わかれて左右にゆく。提燈二。目付大岡吉次郎忠移。高燈二。小人十人組の番士列る。高燈二、御長刀一振。左に徒頭、右に小人十人頭。高燈二。同朋二人香爐をもつ。提燈二、御刀、御指添。小姓四人これを役す。高燈二。次に宰臣秋元但馬守涼朝中央を先導し、高燈二。次に拝迎の僧等。提燈二。高家堀川兵部大輔広之、横瀬駿河守貞隆左右にたつ。提燈二。こゝに 靈柩を奉ず。提燈二。左に少老鳥居伊賀守忠意、右に御側小笠原若狭守信喜。次に僧二人。次に御轎駕籠頭一人。次に高燈二。御側用人板倉佐渡守勝清、少老小

出信濃守英持、御側田沼主殿頭意次、小姓、小納戸、「田安」右衛門督宗武卿家司奥田備後守忠英、「二橋」刑部卿宗尹卿の家司田沼能登守意誠、「清水」宮内卿重好卿の家司村上肥前守義方。次に高燈二、御鎗。中奥小姓、中奥番。提燈二。目付永井伊織直令、曲淵勝次郎景漸。提燈二。御膳奉行、作事方の吏、徒目付、小人目付。御鎗四柄、簞箱、手傘、鉄炮、貝太鼓。中間頭、小人頭。高燈二。書院番頭駒木根大内記政親。小姓組番頭大久保因幡守忠翰をのをの所属をひきみ、目付小菅猪右衛門武策、徒押・小人押等後押たり。(以下、増上寺での行事については後掲)

九代將軍徳川家重は、宝曆十(一七六〇)年五月十三日に長子家治に將軍の座を譲り、亡父有徳院殿吉宗にならつて大御所として二丸に引退した。翌十一年六月十二日早晩に二丸で逝去した。葬送の儀はこの日から始まる。諡号は、悼信院殿である。本書『御法事御書付留』の各記事を見ていくために、葬儀の流れを示しておく。

六月二日 丑下刻 大御所(家重)が二丸で逝去。

宮作・音楽の停廃を令する。

一三日 大葬の担当者を決める「記事前掲」。

群臣月代髭の定期を令する「記事後掲」。

一四日 大御所靈幄に檢重を進薦する(田沼意次代参)。

賄頭・右筆・代官・勘定方等の大葬担当を決める。

- 一五 日 大御所靈幄に松重を進薦(御台所代参松平康郷)。
 一六 日 靈廟修理・墓碑造立の担当を決める。
 一七 日
 一八 日 大御所初七忌にあたり、將軍が二丸で焼香。
 諸家の魚類進献を禁じる。
 一九 日 御法会の間、警衛の担当を命ずる〔記事後掲〕。
 二〇 日 秋元涼朝等に靈柩発引後の事を命ずる〔同前〕。
 二一 日 留守居伊丹直賢・松平康詮に發引後の事を命ずる。
 二二 日 大御所靈幄に新米を進薦(御使 御側水野忠友)。
 二三 日
 二四 日
 二五 日 大御所二七齋忌にあたり、將軍が二丸に御成。
 二六 日 靈幄に吹上御庭の草花を進薦(御使 御側田沼意次)。
 二七 日 三七日過頂髮剃るべきは發引後剃るべしと發令。
 二八 日
 二九 日
 三〇 日 大葬の公卿参向に担当者を決める。
 勅使 津輕出羽守信寧
 女院使 島津淡路守久柄
 親王使 木下大和守俊泰
 准后使 大関伊予守増興
 七月 一日 靈柩の發引を四日から十日に改める。

- 二 日 大御所三七日忌 將軍が二丸で拝礼。
 三 日
 四 日 家々の七夕進献を停廢させる。
 五 日
 六 日 大御所靈位に玉水羹・燕子花を進薦(使、田沼意次)。
 七 日 七夕の拝賀を停廢。
 八 日
 九 日 大御所四七日忌 將軍が二丸で拝礼。
 一〇 日 早朝、將軍が二丸で拝礼。
 靈柩發引。増上寺の廟に入る〔記事後掲〕。
 一 日
 二 日 増上寺御法会初。巳刻、弥陀懺法(井上正経代参)未刻、初夜法会。
 これより初夜・日中・晨朝の法会、皆酒井忠奇等出席。
 一 三 日 晨朝勤行。巳の刻の法会。初七齋の忌に擬す。
 秋元涼朝代参。三家三卿等参拜。未刻 初夜法会。
 一 四 日 晨朝勤行。巳刻勤行。未刻、初夜法会。
 万石以上父子参拜。
 一 五 日 晨朝勤行。巳刻勤行。二七齋の忌に擬す。
 高家・雁間詰・菊間詰・奏者番父子・諸番頭・芙蓉間伺公諸有司・中奥のともがら参拜。

- 一六日 晨朝・日中・初夜法会。参拝前日の如し。
 - 一七日 晨朝勤行。日中法会。三七齋忌に擬す。初夜法会。布衣の侍・医師みな参拝。
 - 一八日 晨朝勤行。日中四箇法要。初夜法会。参拝前日の如し。
 - 一九日 晨朝勤行。日中法会。四七齋忌に擬す。初夜法会。寄合みな参拝。
 - 二〇日 晨朝・日中・初夜法会。布衣以下有司・番士等参拝。
 - 二一日 晨朝勤行。日中法会。五七齋忌に擬す。初夜法会。参拝前日の如し。
 - 二二日 晨朝・日中・初夜法会。参拝前日の如し。
 - 二三日 晨朝勤行。日中法会。六七齋忌に擬す。初夜法会。
 - 二四日 晨朝・日中・初夜法会。御使若年寄小出英持が酒井忠寄等法会関係者を垂問。京より御贈位宣命の御使が江戸に到着。
 - 二五日 晨朝勤行。日中法会。七七齋忌に擬す。初夜法会。
 - 二六日 晨朝・日中・初夜法会。勅使等が増上寺に参堂。
- 勅使 醍醐前内大臣経胤公
 女院使 千種参議中将有補卿
 親王使 万里小路左大弁参議政房卿

- 准后使 樋口三位基康卿
 宣命使 高辻少納言胤長朝臣
 謚を悼信院殿とし、正一位太政大臣を贈る。
 満百齋忌に擬し、結願執行。三家以下、香奠を献ず。
- 二七日 将軍が増上寺に参詣。還御。その後三卿も参拝。
 - 二八日 将軍が香奠を献ずる。
 - 二九日 将軍が新葬惣督酒井忠寄等を慰勞。黒木御所で大御所の謚を發表。
 - 八月 一日 例年の拝賀なし。
 - 二日 大御所の遺品を方々に分ち賜わる「記事後掲」。
 - 三日 御忌がはて、郡臣が出仕して宿老に謁する。人事異動「記事後掲」。
 - 四日 人事異動「記事後掲」。
 - 五日 三家以下各家より七夕御祝品を進献する。大葬は大きく分けて、もがりにあたる二丸での葬礼の場面と、七月十日から八月二日までの増上寺での仏事を中心とする葬儀の場面がある。民間にたとえれば、前者は自宅での通夜、後者は菩提寺での葬儀にあたるのだろう。大葬終了後は、二丸関係者を中心とする人事異動をもって平時に戻った。
- 以上の日程にかかわって詳細部分を少し補う。
- 六月十三日 此日群臣月代髭の定期を令せらる。

松平加賀守重教並溜詰普第衆はじめ、

御前ゆりたるかぎりは 三七日

国持外様の人より、寄合・小普請までは 二七日

見え奉る事をえざるきはは 一七日

陪臣は 制の限りにあらず

大御所の御方に事へしは 御前ゆりたる者 五十日

見え得ざるものは 三十日

將軍・大御所(故人)との親疎・身分により服喪、ここでは月代髭を剃らない期間の長短がある。七月二十七日に三七日の対象者への指令がある(前掲)。

靈柩の進路については、以下の通りである。

七月十日 (前略)かくて内外の群臣のしめ長袴を着、布衣以下は半袴つけて多く扈從し、竹橋門のかたに導き奉り、半蔵門を経て、新橋薬師堂の前、浜松町を通、増上寺にいれ奉る。御道の左右にはみな燭籠をかかげ、桶に水をたたふ。警衛は平川門より竹橋門の間、植村出羽守家道・増山対馬守正斌。竹橋より西の番所をかけて、内藤豊前守信旭・安藤対馬守信成・保科越前守正当・井伊力三太直朗家人を出して道を守る。

是より半蔵門の方は、牧野駿河守忠寛・内藤能登守政陽。半蔵門より新し橋までの間は、堀田鉄藏正順・牧野越中守貞長・土井伊予守利信・松平伊賀守忠順・有馬外吉允純。

新し橋より芝居町をかけて、松平讃岐守頼恭・本多伯耆守正珍・土屋能登守篤直・秋田東太郎情季・板倉美濃守勝武・戸沢上総介正謙・加藤左近将監泰衛・板倉内膳正勝承・安部丹波守信光。

芝居町より浜松町迄は間部若狭守詮方・青山大蔵少輔幸道・牧野豊前守惟成・永井飛騨守直珍・小笠原佐渡守長恭・松平丹波守光和・松平筑後守定郷・諏訪因幡守忠林。

浜松町より増上寺大門までは、板倉佐渡守勝清・田沼主殿頭意次各人夫を出す。

又徒士六隊をして、さらに警備せしめらる。

靈柩の進路は、二丸から平川門を経て竹橋門に至り、竹橋を渡って半蔵門を出、新し橋・芝居町・浜松町を経て増上寺大門に至る。葬列は最初に紹介した通りの行列である。靈柩が増上寺に到着すると、

靈柩寺にわたり給ふほど、御先に候したる左衛門尉忠寄・右京大夫輝高等みな衣冠して、龕前堂の門よりうちうづくまり居て、靈柩を堂に入進らせ守護し奉る。このほど御供の輩はみな退きて、衣冠にあらためととのへ、ふたたび御柩前にいたるとき、御先の輩是にかはり堂を降りて、又御墓門の方に至りうづくまり座す。

とき西の刻とか。大僧正定月衆僧をひきゐる出て、広懺悔の法会あり。

亥刻に法会果てて、靈柩を廟門へ入れ奉る。御供の諸大夫以上、皆衣冠に鞘巻の太刀を佩び、纓は皆まきたり。布衣の侍以下、みなほどほどのよそひ共して陣列し、ここにて又御送終法会行はれて後、秋元但馬守涼朝は御代拝を勤む。引つづき御供の人々、みな押し奉りて退く。つぎに左衛門尉忠寄、寺社奉行二人、主殿頭意次、大目付、勘定奉行、目付はのこりとどまりて、靈柩を幽宮に納め奉る迄その所にあり。事訖りて退出す。

末尾のメンバーは、大葬を惣督する酒井忠義はじめ寺社奉行太田資俊・毛利政苗、大目付筒井忠雄、勘定奉行石谷清昌、目付大田正房・曲淵景漸・松平忠郷であり、いずれも葬儀の担当者である。

すでに六月十九日に任命された警備担当者が法会の間、増上寺の山門・表門・本堂裏口・裏門および火の番につく。

六月十九日 此日御法会の間警衛命ぜらる。

山門は土井大炊頭利里、表門は西尾主水正忠需、本堂裏口は内藤丹波守政苗、裏門は大岡兵庫頭忠喜、交代寄合山崎主税助義俊、寄合高木千次郎守明、青山百助幸充・鍋島帯刀直益、火の番命ぜらる。

翌日には靈柩を発引した後の担当者も任命されていた。

六月廿日 秋元但馬守涼朝、少老松平摂津守忠恒、

目付三枝帯刀守明・石河玄蕃政武、奥右筆組頭柴田藤三郎忠豊等靈柩発引後のことを奉はる。

連日の法会の導師は、以下の通りである。毎日三度の法会には、酒井忠寄以下が参列している。

日	卯・晨朝	巳・日中	未・初夜
七月十二日			
十三日	伝通院沢真	大僧正定月	(大僧正定月カ)
十四日	光明寺正舎	大僧正定月	伝通院沢真
十五日	伝通院沢真	大僧正定月	光明寺正舎
十六日	光明寺正舎	大僧正定月	光明寺正舎
十七日	伝通院沢真	大僧正定月	伝通院沢真
十八日	光明寺正舎	大僧正定月	光明寺正舎
十九日	伝通院沢真	大僧正定月	伝通院沢真
廿日	光明寺正舎	大僧正定月	光明寺正舎
廿一日	伝通院沢真	大僧正定月	伝通院沢真
廿二日	光明寺正舎	大僧正定月	光明寺正舎
廿三日	伝通院沢真	大僧正定月	伝通院沢真
廿四日	光明寺正舎	大僧正定月	光明寺正舎
廿五日	伝通院沢真	大僧正定月	伝通院沢真
廿六日	光明寺正舎	大僧正定月	光明寺正舎
廿七日	〔満百齋忌・結願〕		

毎日巳刻の日中法会は大僧正定月が導師を勤め、卯刻の晨

朝法会および未刻の初夜法会の導師は光明寺正舎と伝通院沢真が交互に勤めている。

七月廿六日には勅使以下の参堂があり、翌日は結願法会を行い、一段落する。勅使以下に次のとおり賜物があつた。

七月廿七日 公卿の旅館に松平右近将監武元御使を奉りて、

参向の人々にいとま賜はり、かつ賜物共あり。

(勅使) 醍醐前内大臣経胤公には 銀五百枚、時服十

(女院使) 千種参議中将有補卿、

(親王使) 万里小路左大弁参議政房卿、

(准后使) 樋口三位基康卿には 各銀二百枚

(宣命使) 高辻少納言胤長朝臣

山口少内記は 銀三十枚、時服二

青木玄蕃少允 銀十枚、時服二

その外近衛関白内前公をはじめ、撰家、宮門跡、公卿等

納経使に禄賜はること差あり。

葬儀が終了して、八月二日に形見分けが行われた。

八月二日 けふ 大御所の御遺留物を方々にわかち賜はる。

田安右衛門督宗武卿には 貞次の御刀、兼光の御指副

一橋刑部卿宗尹卿には 信国の御刀、二王の御指添

清水宮内卿重好卿には 正恒の御刀、祐光の御差副

田安寿丸の方には 光吉の御指副

一橋豊之助の方に 紀伊中納言宗将卿に

水戸宰相宗翰卿に

尾張宰相宗睦卿に

紀伊中将重倫卿に

日光門跡公啓法親王に

随自意院公遵法親王に

松平加賀守重教に

松平越前守重富に

酒井左衛門尉忠寄に

松平右近将監武元に

秋元但馬守涼朝に

井上河内守正経に

松平右京大夫輝高に

板倉佐渡守勝清に

小出信濃守英持に

松平摂津守忠恒に

水野老岐守忠見に

鳥居伊賀守忠意に

酒井石見守忠休に

この外 近習の人々に賜りしも猶数多し。

内々には

御台所に

浄岸院御方に

為清の御指副

備前兼光の御指副

行光の御指副

来国俊の御差添

相州行光の御指副

八景歌一帖

三十六歌仙一帖

備前兼光の御差添

新藤五国光の御差副

朗詠詩歌一卷

古今賀歌一卷

芦手書草紙

伊勢物語

宇津保物語

寿星香炉

時代不同歌合

三部抄

百人一首

伊勢物語

詠歌大概

源氏物語

月次の屏風

法心院尼に
蓮淨院尼に
安祥院尼に

六歌仙
九十賀和歌
四季画帖

右衛門督宗武卿の簾中に

瀟湘八景

賢丸の方に

三代和歌
住吉物語

淑姫の方に

新勅撰和歌集

貞姫の方に

古今和歌集

節姫の方に

小町和歌集

隼之助の方に

六百番歌合

鎌三郎の方に

舞楽画卷

保姫の方に

新勅撰和歌集

松平修理大夫重政が妻に

難波津古風画卷

松平信濃守重茂が妻に

十二月花鳥書画

故人の親疎、身分の上下に応じ、三卿・三家の当主・嗣子、輪王寺宮、前田家・越前家、老中・若年寄以下と、御台所以下の内方に遺物が配られた。刀・脇差は三卿・三家の当主・嗣子と前田家・越前家の当主に、その他の諸品が他の人々に賜与されている。

ついで大御所付の人々が配置替えされた。

八月三日 けふ御忌のはてなれば、群臣出仕して宿老に謁す。
大御所付松平右京大夫輝高 本城宿老の末に列るべし

と命ぜられ、
少老鳥居伊賀守忠意・酒井石見守忠休は雁の間に候すべしと命ぜらる。

西城新番頭高井飛驒守直熙

おなじ留守居番となり

浅野内膳氏従

本城の新番頭となり

徒頭倉橋三左衛門久雄、

小十人頭長谷川主膳正直

本城の徒頭となり

奥右筆組頭山中新八郎広亮

二丸留守居となり

書院番頭・留守居・目付・

書院番組頭・裏門番の頭は、もとのごとく西城を警衛す。

小姓組番頭・旗奉行・鍵奉行・

持筒持弓の頭・先手弓鉄の頭・

小姓組与頭・徒頭・小十人頭は

本城にうつさる。

広敷用人・納戸頭は

寄合となる。

此ほか

小普請になりし人々数多し。

けふ令せられしは、今度 大御所薨ぜられしにより、職ゆるされて寄合・小普請に入し御家人に、今年のうちは、官料・足米有しままに賜はるべしとなり。

八月四日 大御所方の

御側小笠原若狭守信喜・稲葉越中守正明・

佐野右兵衛尉茂承

本城にうつさる。

菅沼織部正定用は

帝鑑の間にかへり、

水上美濃守興正・森川下総守俊因・

小笠原上総介政方は菊の間縁類に候すべしと命ぜらる。

小姓杉浦下野守勝興・酒井伊豆守忠道・大岡主水正忠近・
堀能登守正房・内藤飛騨守忠英・津田伊予守正文・
牧野大蔵少輔美成・酒井丹後守忠美・津田日向守信之、
小納戸中島内匠頭常房・岩田平十郎定勝・
三浦靱負義如・高井兵部輝房はみな本城の小納戸となる。
又小姓赤井安芸守忠晶・坂本美濃守直富・松井対馬守信任・
大岡山城守忠主・藤堂駿河守良安・目賀田松三郎守緑・
溝口左門慎勝、
小納戸本多讚岐守昌忠・丸毛中務少輔政恭・吉川式部小輔從
弼・高島近江守広行岡村弥右衛門直昌・島角右衛門正
備・富松五兵衛高壽・高木又兵衛宏次・田中左膳貞宣・
清水興膳豊春・松平要人政春・松平鍋五郎信成・
戸川助次郎達和・夏目藤四郎信政・初鹿野民部信彰・
土屋源四郎正方・水谷弥一郎勝称・中野監物清方・滝
川彦五郎春章・新見七右衛門正則・井手久三郎政甫・
加藤平内泰亨・平野九左衛門長好・新庄伊織直宥・新
庄鹿之助直内・岩本内膳正正利・松村因幡守安陳・松
下藏人統筠・平塚主膳為善・奥村忠太郎正明・小笠原
志摩守政久・大沢紀伊守時賑・松浦豊前守信邦・稻葉
伊勢守正武・依田平次郎政峯・稻葉大膳正存・中村元
右衛門久督・細井鉄三郎正相・遠山金次郎景保・丸毛
一学政良・永井大之丞直該・石場弾正政恒・河内左京
常道・平賀三五郎清博・松崎七郎次郎孝草・佐野吉之
丞徳行・河野勘右衛門通秀・小宮山浅之助昌彦・神保

元太郎定和・神田奎之允將為は 寄合となり、
奥儒徳力藤八郎良弼は 小普請となり、

奥医武田長春院信郷・村田長庵昌和・森宗乙春山・

河野松庵通頼・多紀安元元惠・栗本瑞見昌綱・

内田玄勝正啓・前川玄徳雄寿・松本善甫興信・

桂川甫筑国訓・安藤安益茂啓・坂寿三友信は

本城の奥医となり、

佐田玉川政房・吉田秀和常備・佐藤慶南祐久は

寄合医となる。

少し落ちていて葬儀の関係者に褒賞が行われる。

八月九日

秋元但馬守涼朝時服十、少老松平撰津守忠恒時服六、西城
の諸士転遷つかさどりしを褒せられ、御側田沼主殿頭意次
は二丸の御あとを整頓せし賞として時服五賜ふ。

八月十日

留守居伊丹兵庫頭直賢は二丸御跡のこと、……奉はり、

松平内匠頭康詮、目付三枝帯刀守明・石河玄蕃政武、奥右筆
組頭柴田藤三郎忠豊、西城・二丸御跡の事もよくとの
ひしとして時服賜ふ。

八月十四日

喪事うけたまはりし寺社奉行太田撰津守資俊・毛利讚岐
守政苗時服五づゝ、大目付筒井大和守忠雄、勘定奉行石谷備

後守清昌四つゝ、作事奉行安藤弾正少弼惟要、目付大田三郎兵衛正房、曲淵勝次郎景漸、松平庄九郎忠郷三つゝ、遺物の事奉りし腰物奉行西尾小左衛門定光に時服二賜ふ。

以上をもつて、大御所家重の葬儀に直接関わるおもな記事は終わっている。他の將軍および一族の葬儀との比較の中で、この葬儀の法史的意義を一層明らかにできよう。

將軍家の葬送儀礼も当時の重要な政務の一つであった。この『祠部職掌類聚・祠部職掌雜纂』には、將軍家の法事に関する記録も多い。丁寧の内容を分析すれば、新たな発見がある。とりあえず、他の記録も簡単に紹介しておく。

119 御法事之部

一冊
寺社奉行松平右京亮輝和の執務手控え記録六件である。

一 月光院様三十三回御忌御法事御中日為見廻り

相越候節之留 天明四甲辰年九月十八日

月光院は六代將軍家宣の側室、七代將軍家継の生母である。宝曆二(一七五二)年九月十九日に逝去した。

一 於増上寺

浚明院様御一周忌三百部御法事御中日為見廻

相詰候節之留 天明七丁未年九月七日

浚明院は十代將軍徳川家治である。
天明六(一七八六)年九月八日に逝去した。

一 於増上寺

浚明院様三回御忌御法事御執行二付初日為

見廻相越候節之留 天明八戊申年九月六日

一 於増上寺

浚明院様七回御忌三百部御法事二付御當日為

相越候節之留 寛政四壬子年九月七日

一 安祥院殿上野於普門院法事有之為見廻相越候節之留 寛政元己酉年四月廿九日

安祥院は家治の側室おちせの局、清水重好の生母。

寛政元(一七八九)年四月八日に逝去した。

一 瓊岸院様御葬送二付凌雲院江相詰候節之留 寛政二庚戌年十月四日

瓊岸院は十一代將軍家斉の女で、生誕翌日死去した。

121 孝恭院様御新葬御法事一件 十一冊

安永八(一七七九)年二月廿四日逝去。

122 浚明院様御新葬御法事一件 十六冊

十代將軍徳川家治の世子、大納言徳川家基である。

123 天明六(一七八六)年九月八日逝去。

浚明院は十代將軍徳川家治である。

124 浚明院様御廟御建継進達留 三冊

天明七(一七八七)年

125 紅葉山大猷院様正外遷座浚明院様御安置御供養一件 二冊

天明七(一七八七)年

大猷院は三代將軍徳川家光である。

天明七(一七八七)年

大猷院は三代將軍徳川家光である。

- 慶安四(一六五二)年四月廿日に逝去した。
 126 乘臺院様御新葬御法事一件 三冊
 乗台院は、十代將軍徳川家治女万寿姫・尾張徳川治休夫人で、安永二(一七七三)年二月廿五日に逝去した。
- 127 心観院様廿一回御忌御法事一件 一冊
 寛政三(一七九一)年
 心観院は徳川家治夫人五十宮、閑院宮直仁親王女で、明和八(一七七二)年八月廿日に逝去した。
- 128 孝順院様御新葬一件 二冊(元三冊、一冊失)
 孝順院は、十一代將軍徳川家斉の長子竹千代である。寛政四(一七九二)年に生れ、翌五年六月廿四日に逝去。
- 129 蓮光院様一回御忌三百部御法事一件 一冊
 寛政四(一七九二)年
 蓮光院は、徳川家治側室・世子家基母である。寛政三年三月八日に逝去した。
- 130 乘臺院様十三回御忌三百部御法事一件 一冊
 天明四年・五(一七八四・五)年
- 131 棲真院様御新葬一件 二冊
 棲真院は、十一代將軍徳川家斉の女、綾姫である。寛政九年(一七九七)年四月廿四日に逝去した。
- 132 麗玉院様御新葬御法事一件 二冊
 麗玉院は、十一代將軍徳川家斉の女、綾姫である。寛政十(一七九八)年三月廿八日に逝去した。
- 133 瑞巖院様御新葬一件 二冊

瑞巖院は、十一代將軍徳川家斉第六子、敬之助である。寛政七(一七九五)年に生れたが、同九年三月十二日に逝去した。
 なお廟所については、

- 134 紅葉山御宮御内陣御幣殿御道具 一冊
 さらに火災にかかわって、
- 57 浄圓院様御靈牌所御本坊焼失一件 一冊
 元文二(一七三七)年
 浄円院は紀伊家徳川光貞側室、八代將軍徳川吉宗生母巨勢氏で、享保十一(一七二六)年六月九日に逝去した。
- 58 東叡山三御靈屋焼失一件 一冊
 明和九(一七七二)年
- 59 高巖院様證明院様御靈前心観院様新御廟其外焼失一件 一冊
 明和九年
 58・59は同年二月二九日の目黒行人坂大円寺から出火した江戸大火による罹災である。
 高巖院は徳川家綱夫人浅宮、伏見宮貞清親王女であり、延宝八(一六八〇)年八月五日に逝去した。
 證明院は徳川家重夫人比宮、伏見宮邦永親王女であり、享保十八(一七三三)年十月三日に逝去した。
 心観院は徳川家治夫人五十宮、閑院宮直仁親王女であり、明和八(一七七二)年八月廿日に逝去した。
- などを大いに期待したい。